

第4期小山市地域福祉活動計画

令和3年度～令和7年度



社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、地域社会のつながりや家族構成、生活様式の変化などから、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、隣近所の繋がりが希薄になるなど、社会構造は大きく変化してきました。また、経済困窮や社会的孤立、更には権利擁護の問題など公的制度だけでは対応が困難な課題が広がっています。こうした状況を踏まえ、このたび「第4期小山市地域福祉活動計画」を策定しました。



策定にあたりましては、様々な分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を中心に、住民の皆様のご意見をいただく機会を設けるとともに、小山市が策定する「第4期小山市地域福祉計画」との連携を図りながら、作業を進めてまいりました。

今後、地域福祉の推進を使命とする小山市社会福祉協議会は本計画を広く住民の皆様にお伝えし、本計画の基本理念であります「私たちが創る みんながつながり 支え合う 福祉のまち小山」の実現に向けた取り組みを、住民の皆様との協力や連携、協働により取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました策定委員をはじめ、ご協力していただきましたすべての皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年（2021）年3月

小山市社会福祉協議会

会 長 柿 崎 全 良

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉の現状と課題	5
1. 地域福祉を取り巻く現状	6
(1) 人口・世帯の状況	6
(2) 高齢者を取り巻く状況	9
(3) 障がい者を取り巻く状況	10
(4) 子どもを取り巻く状況	11
(5) 支援が必要な人の状況	12
(6) 地域の状況	13
2. 第3期小山市地域福祉活動計画の取組状況	16
3. 地域福祉に関する市民意識 ～アンケート結果から～	20
(1) 小山市に住んでいる年数	20
(2) 隣近所とのお付き合いの程度	21
(3) 地域における互いの生活の支え合い感	23
(4) 生活課題に対する地域住民の自主的な支え合い・助け合いの必要性	24
(5) ボランティア活動の経験	25
(6) 今後のボランティア活動への意向	26
(7) ボランティア経験者が地域活動を行う中で困っていること（複数回答）	27
(8) 福祉関連分野で小山市に特に力を入れてほしいこと（複数回答）	28
(9) 福祉関係の事業等の認知度	32
(10) 自由記述されたご意見（地区別）	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	36
2. 基本目標	37
3. 計画の体系	38
4. 地域福祉を推進するための圏域	40
第4章 地域福祉活動の展開	41
基本目標1 地域福祉の意識づくり・ひとづくり	42
1-1 地域福祉について知ろう・参加しよう	42
1-2 福祉の心を育もう	46
1-3 地域福祉活動を実践しよう	49
基本目標2 地域で支え合うしくみづくり（地域共生社会の実現に向けて）	52
2-1 支え合える地域をつくろう	52

2-2 地域のつながり・交流の場を広げよう	55
2-3 必要な人に情報や支援をつなげよう	58
2-4 協働の輪を広げよう	62
基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり	65
3-1 誰もが住みやすいまちをつくろう	65
3-2 災害時に助け合えるまちをつくろう	68
第5章 計画の推進に向けて	71
1. 計画の周知・普及	72
2. 計画の推進体制	72
3. 計画の進行管理	73
資料編	74
1. 計画策定までの経過	75
2. 計画策定体制	76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢社会の急速な進展、人口減少、新たな感染症の広がりなどにより、私たちを取り巻く地域社会は、かつてない深刻な課題に直面しつつあります。新型コロナウイルスの蔓延が地域のつながりの希薄化を更に深刻にする中、老々介護や高齢の親がひきこもる子どもの世話を続ける 8050 問題、児童虐待、貧困等、複雑・複合的な課題を有する世帯を支え、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会を創造していくために、地域社会の中で各々が役割を持ち、共に生きる「地域共生社会」の実現が求められております。



平成 30 年に施行された改正社会福祉法においては、包括的な支援体制の整備を含めた地域福祉の推進は国及び地方自治体の責務と明記されました。この中では「地域共生社会」の実現に向けた地域の課題解決力・地域丸ごとのつながりの強化が求められ、将来的には「地域包括ケアシステム」についても、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもにも拡大し、普遍化していく方針が示されています。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

小山市社会福祉協議会では、平成28年4月に「私たちが創る みんながつながり 支え合う 福祉のまち小山」を基本理念とする「第3期小山市地域福祉活動計画」を策定し、地域社会の中で人と人がつながり、互いに助け合い、支え合うことで、誰もが「ふだんの ぐらしの しあわせ」を感じることできる「福祉のまち小山」の実現を目指してきました。

このたび、この「第3期小山市地域福祉活動計画」が、「第3期小山市地域福祉計画」とともに最終年度を迎えたことから、小山市社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核的団体として市の「第4期地域福祉計画」の策定過程に参画し、新たな計画に込められた市の地域福祉の方向性に呼応しその役割を果たすために「地域包括ケアシステムの構築」を念頭に地域のつながりの再構築、ボランティア育成・活動支援、権利擁護事業、生活支援体制整備事業等の一層の充実・強化を計画的に進める「第4期小山市地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条に位置づけられた社会福祉協議会が中心となり策定される計画です。全国社会福祉協議会が平成 15 年に取りまとめた「地域福祉活動計画策定指針」では、地域福祉活動計画を「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 計画の期間

第4期小山市地域福祉活動計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

年度	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3期					第4期				
小山市 地域福祉計画	第3期					第4期				

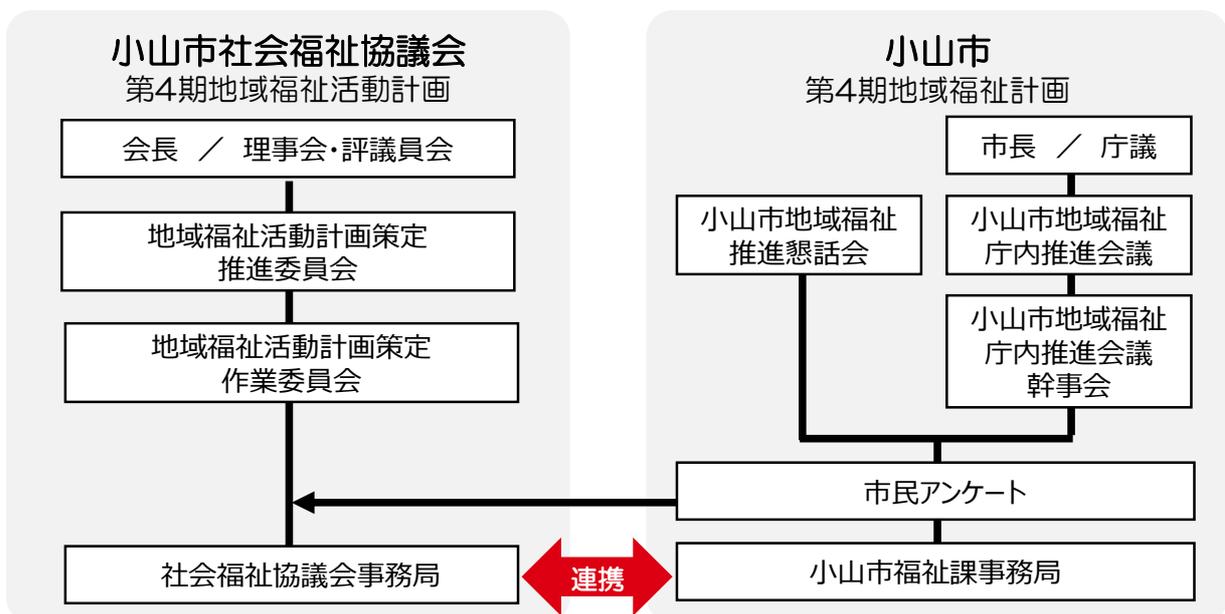
4. 計画の策定体制

全国社会福祉協議会の呼びかけのとおり、地域福祉活動計画は、住民や地域福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業者等が参画して策定される計画です。

「第4期地域福祉活動計画」は、市の地域福祉計画と策定時期を合わせ、市が実施した市民アンケートの結果を元に、地域福祉の現状・問題点、課題解決に向けた取り組み等に関する意見を抽出しました。

地域福祉活動計画策定作業委員会では、その結果とともに、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、持続可能な世界を実現するための17ゴール（国際目標）であるSDGs（Sustainable Development Goals）との関係も踏まえて、第4期計画において実践することが望ましい活動を検討し、更にその内容を社会福祉協議会職員が分析・集約することにより計画案を策定しました。

策定された計画案は、地域福祉活動推進委員会において検討を進め、小山市の地域福祉計画との整合性を図りながらとりまとめました。



第2章 地域福祉の現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く現状
2. 第3期小山市地域福祉活動計画の取組状況
3. 地域福祉に関する市民意識 ～アンケート結果から～

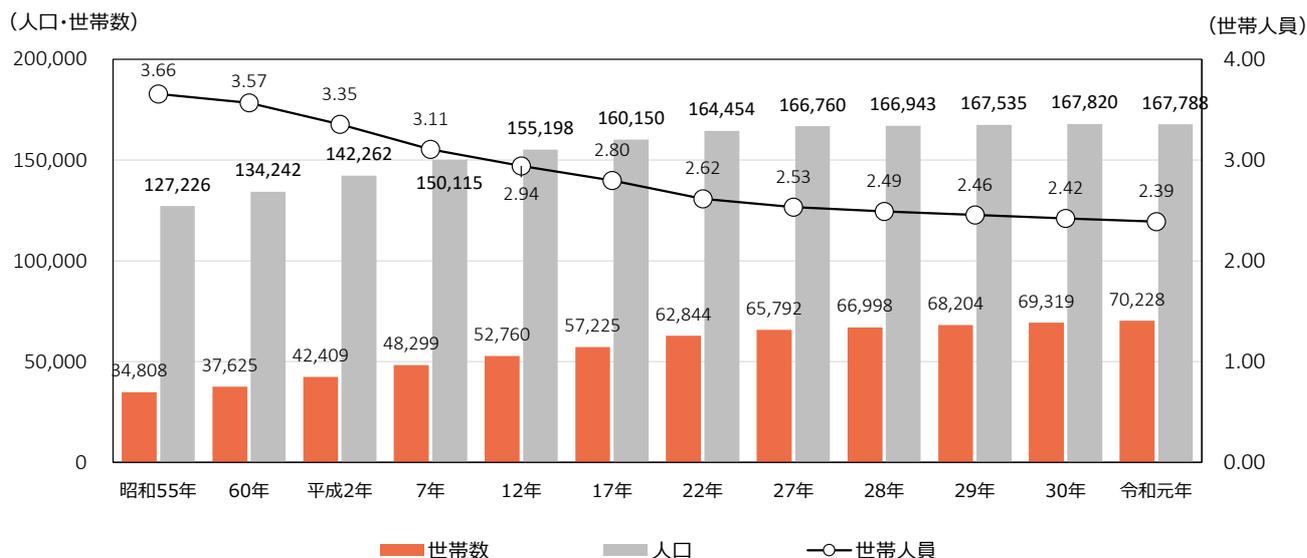
第2章 地域福祉の現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く現状

(1)人口・世帯の状況

①人口・世帯数の推移

本市の人口と世帯数は、令和元年 10 月 1 日現在で 167,788 人、70,228 世帯、一世帯あたりの人員は 2.39 人となっていますが、人口は平成 29 年に 16 万 7 千人台となって以降、横ばいの状況が続いています。



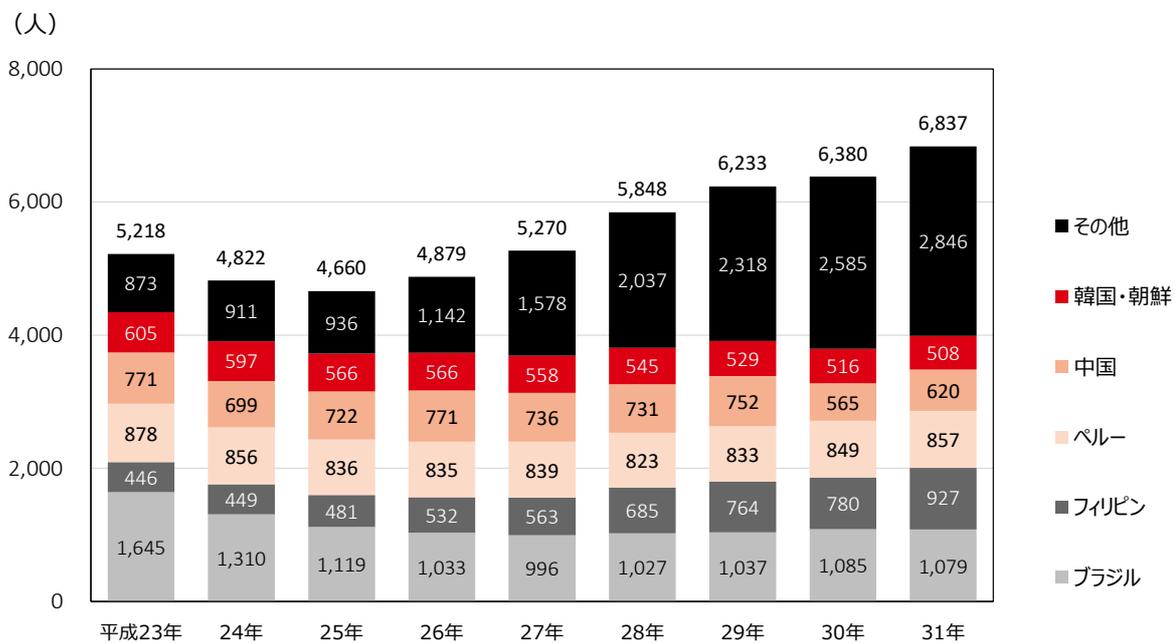
②年齢別人口構成比の推移

本市民の年齢別人口構成比の推移を見ると、近年、0~14 歳の年少人口と 15~64 歳の生産年齢人口は年々減少する一方、65 歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



③外国人登録人数の推移

本市の平成31年4月1日現在の外国籍市民は6,837人で、総人口の約4%を占めています。国籍別では、ブラジルが平成23年以降、平成27年を除き1,000人を超え、最も多くなっています。



資料:小山市(各年4月1日現在)

④地区別の人口の推移

市内 10 地区別の人口を見ると、令和 2 年 10 月 1 日現在、小山地区が市の総人口の 31.7%を占めて最も多く、次いで大谷地区（26.1%）、間々田地区（17.3%）、桑地区（12.4%）などとなっています。

平成 7 年からの推移を見ると、大谷地区と間々田地区は人口増加が継続する一方で、平成 27 年から令和 2 年の間で、小山地区は減少に、豊田地区と桑地区は増加に転じています。

(単位:人、世帯)

地区名	人口	世帯数	世帯人員	人口構成比
小山	53,226	25,060	2.12	31.7%
大谷	43,853	18,666	2.35	26.1%
間々田	28,964	11,584	2.50	17.3%
生井	1,725	629	2.74	1.0%
寒川	1,306	464	2.81	0.8%
豊田	7,131	2,604	2.74	4.3%
中	2,201	791	2.78	1.3%
穂積	4,144	1,903	2.18	2.5%
桑	20,832	7,882	2.64	12.4%
絹	4,348	1,493	2.91	2.6%
全市	167,730	71,076	2.36	100.0%

資料:小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計(令和 2 年 10 月 1 日現在)

(上段:人口 下段:増減率)

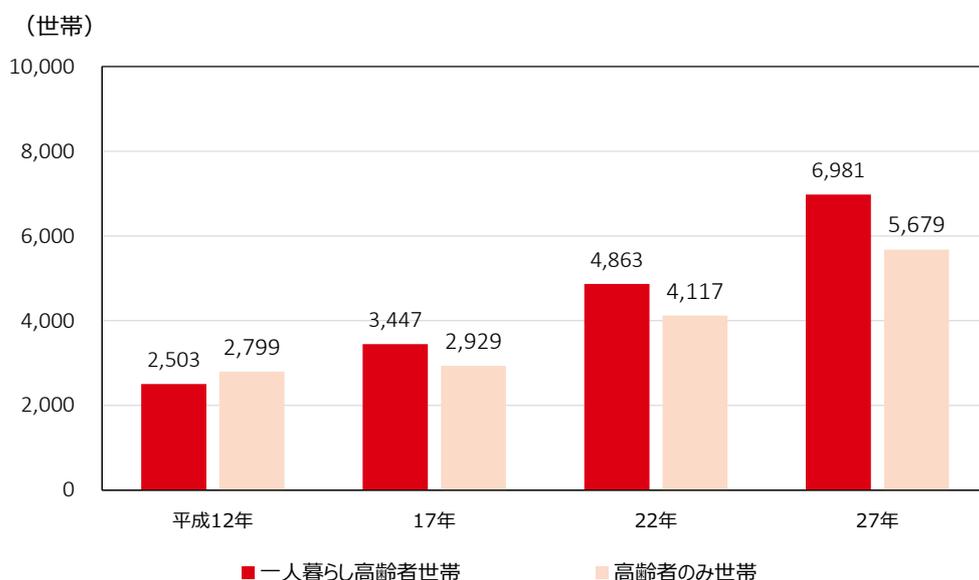
地区名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
小山	43,188	46,719	49,537	52,331	53,632	53,226
		8.2%	6.0%	5.6%	2.5%	-0.8%
大谷	34,595	35,473	37,516	40,441	42,438	43,853
		2.5%	5.8%	7.8%	4.9%	3.3%
間々田	24,905	25,990	26,631	27,095	28,060	28,964
		4.4%	2.5%	1.7%	3.6%	3.2%
生井	2,652	2,534	2,362	2,121	1,907	1,725
		-4.4%	-6.8%	-10.2%	-10.1%	-9.5%
寒川	1,999	1,909	1,769	1,653	1,495	1,306
		-4.5%	-7.3%	-6.6%	-9.6%	-12.6%
豊田	8,189	7,833	7,624	7,407	7,086	7,131
		-4.3%	-2.7%	-2.8%	-4.3%	0.6%
中	3,108	2,963	2,812	2,637	2,465	2,201
		-4.7%	-5.1%	-6.2%	-6.5%	-10.7%
穂積	5,253	5,083	4,895	4,679	4,258	4,144
		-3.2%	-3.7%	-4.4%	-9.0%	-2.7%
桑	20,335	21,013	20,950	20,953	20,678	20,832
		3.3%	-0.3%	0.0%	-1.3%	0.7%
絹	5,891	5,681	5,527	5,137	4,741	4,348
		-3.6%	-2.7%	-7.1%	-7.7%	-8.3%

資料:国勢調査(各年 10 月 1 日現在)、令和 2 年は小山市大字町丁名別世帯数及び人口推計(10 月 1 日現在)

(2)高齢者を取り巻く状況

①高齢者世帯の状況

国勢調査における一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯（高齢夫婦世帯）は、調査の度に増加しており、平成27年10月1日現在で一人暮らし高齢者世帯は6,981世帯、高齢者のみ世帯は5,679世帯となっています。



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

②介護認定の状況

要支援と要介護認定を受けている人は、令和2年3月31日現在で6,250人と、平成27年から481人増加しました。増加数が多いのは要介護1（248人）と要介護4（113人）で、要支援1と要介護5はそれぞれ52人と41人減少しています。

(単位：人)

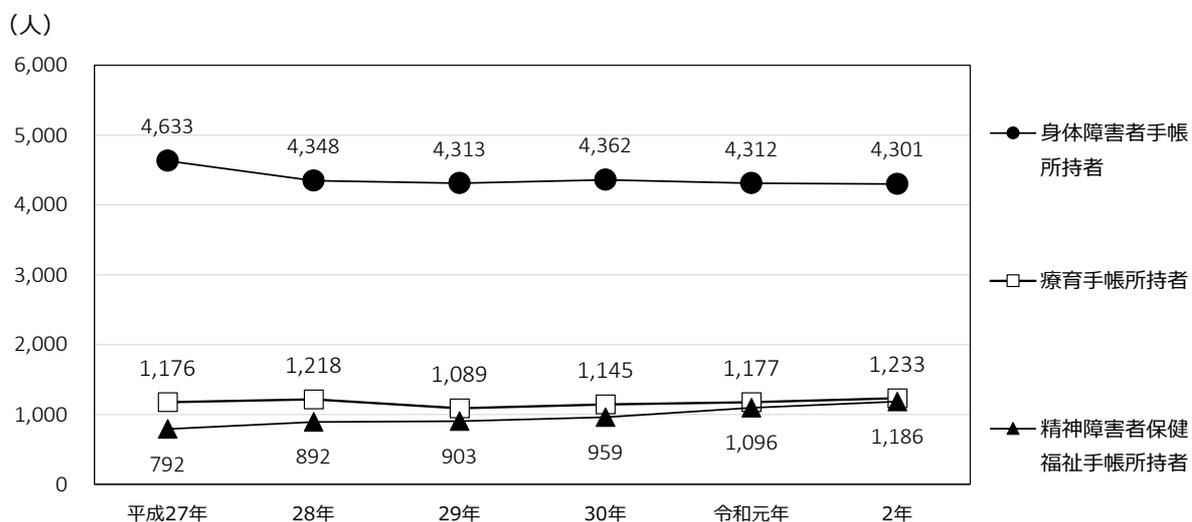
	平成27年	令和2年	増減数
要支援1	885	833	-52
要支援2	864	935	71
要介護1	1,160	1,408	248
要介護2	861	936	75
要介護3	749	816	67
要介護4	712	825	113
要介護5	538	497	-41
合計	5,769	6,250	481

資料：保健福祉事業の概要(各年3月31日現在)

(3)障がい者を取り巻く状況

①障がい者数の状況

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は4,301人、療育手帳所持者数は1,233人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,186人となっており、平成27年以降、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。



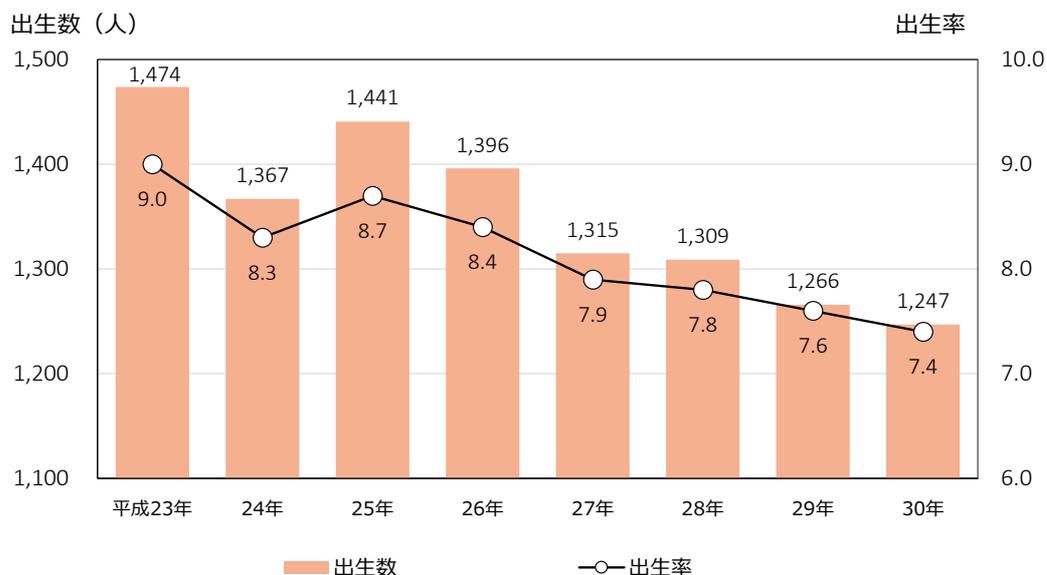
資料:小山市福祉課(各年4月1日現在)

(4)子どもを取り巻く状況

①出生数と出生率の推移

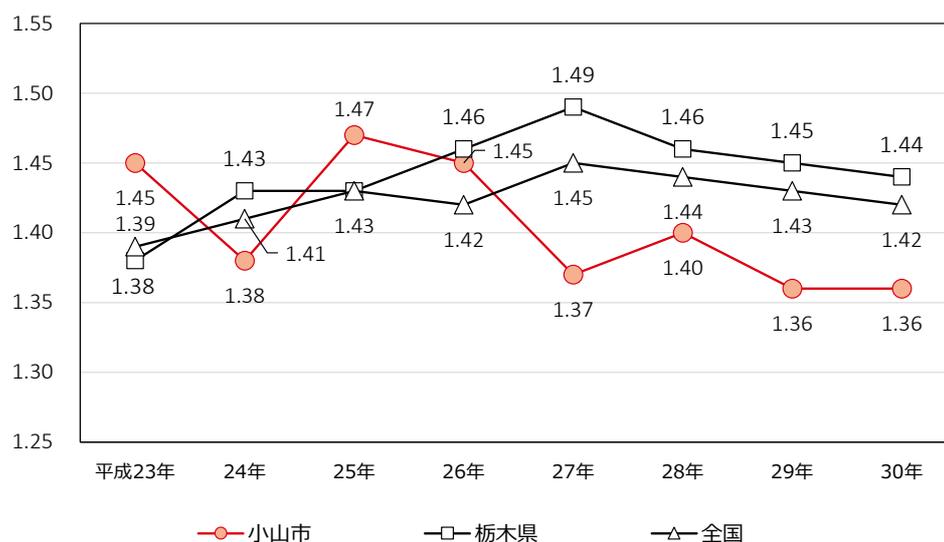
平成30年の本市の出生数は1,247人、出生率（人口千人あたりの出生数）は7.4となっており、出生数、出生率とも減少傾向が続いています。

■出生数と出生率



資料: 栃木県人口動態統計

■合計特殊出生率

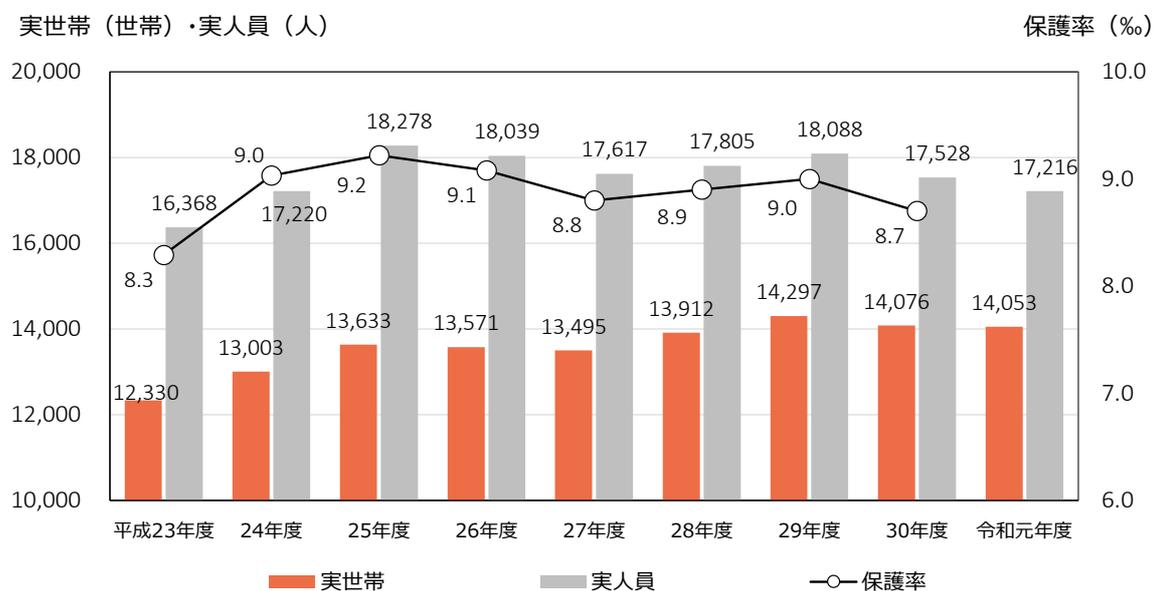


資料: 栃木県人口動態統計

(5)支援が必要な人の状況

①生活保護の状況

本市の令和元年度における生活保護の受給実世帯数は 14,053 世帯、実人員は 17,216 人となっており、平成 29 年度以降、いずれも減少傾向にあります。

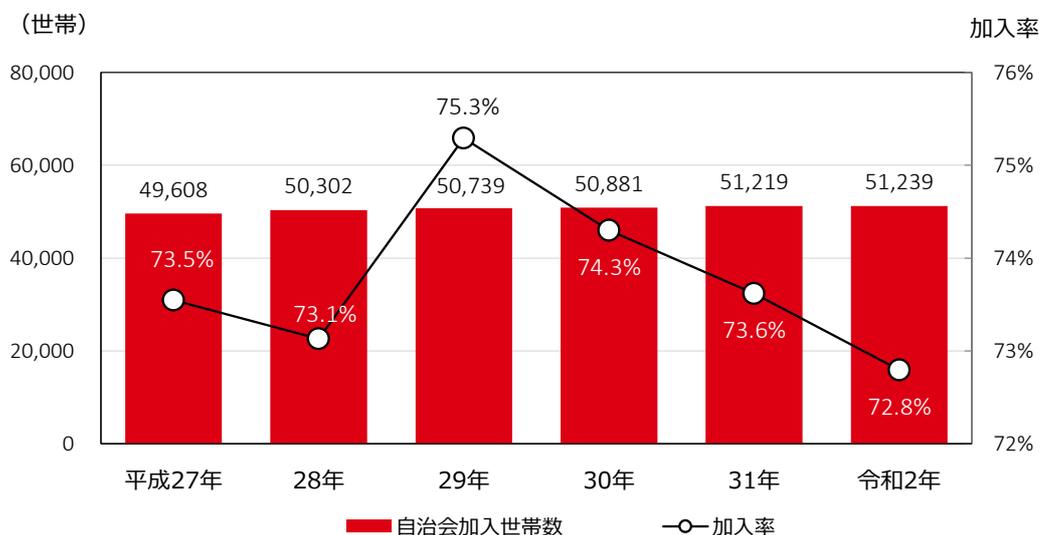


資料:福祉課(実世帯・実人数は1か月平均の延べ数)

(6)地域の状況

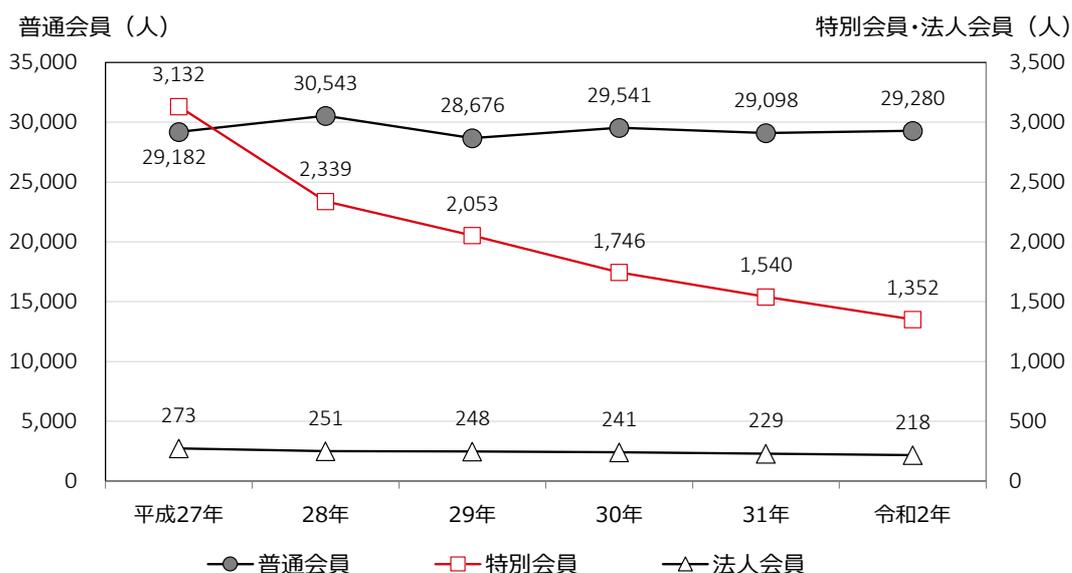
①自治会加入世帯数及び加入率の状況

本市の令和2年4月1日時点の自治会加入世帯数は51,239世帯で加入率は72.8%となっています。平成27年以降、加入世帯数はゆるやかに増加していますが、加入率は平成29年以降、年々減少しています。



②小山市社会福祉協議会会員の加入状況

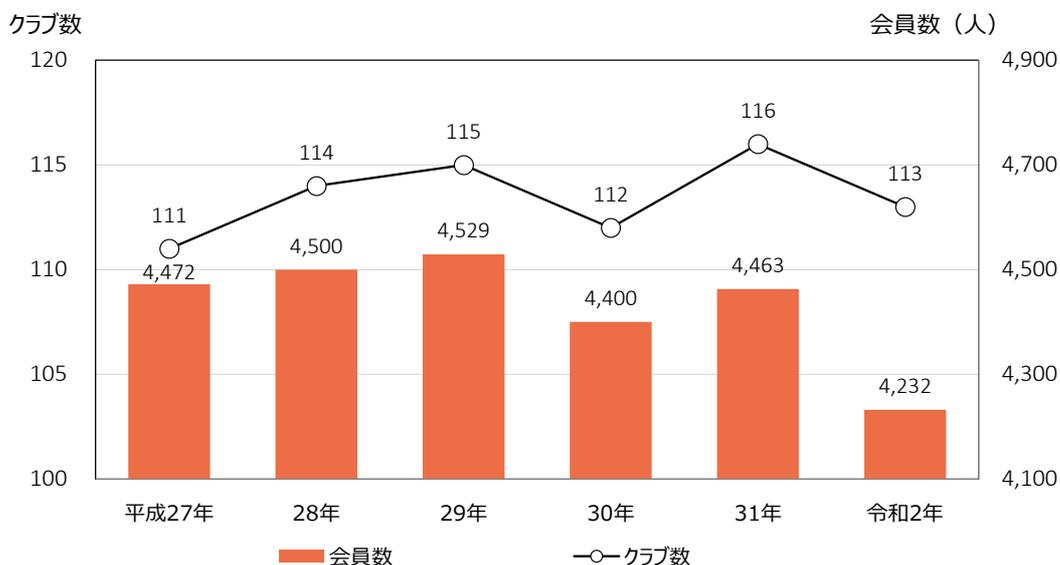
令和2年3月31日現在の小山市社会福祉協議会の会員数は、普通会員が29,280人、特別会員が1,352人、法人会員が218人となっており、平成27年以降、特別会員数の減少が続いています。



資料:小山市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

③老人クラブ数と会員数の状況

本市の令和2年4月1日現在の老人クラブ数は113で、会員数は4,232人となっています。平成27年以降、クラブ数、会員数とも増減が繰り返されています。



資料:小山市(各年4月1日現在)

④民生委員・児童委員の状況

本市の令和2年10月1日現在の民生委員・児童委員数は291人となっています。

■地区別の民生委員・児童委員数(令和2年)

(単位:人)

小山北	小山東	小山中央	小山旭	小南城南	大谷北	大谷中南部	美田	間々田	乙女寒川生井	桑絹	合計
23	18	21	22	19	37	28	25	30	24	44	291

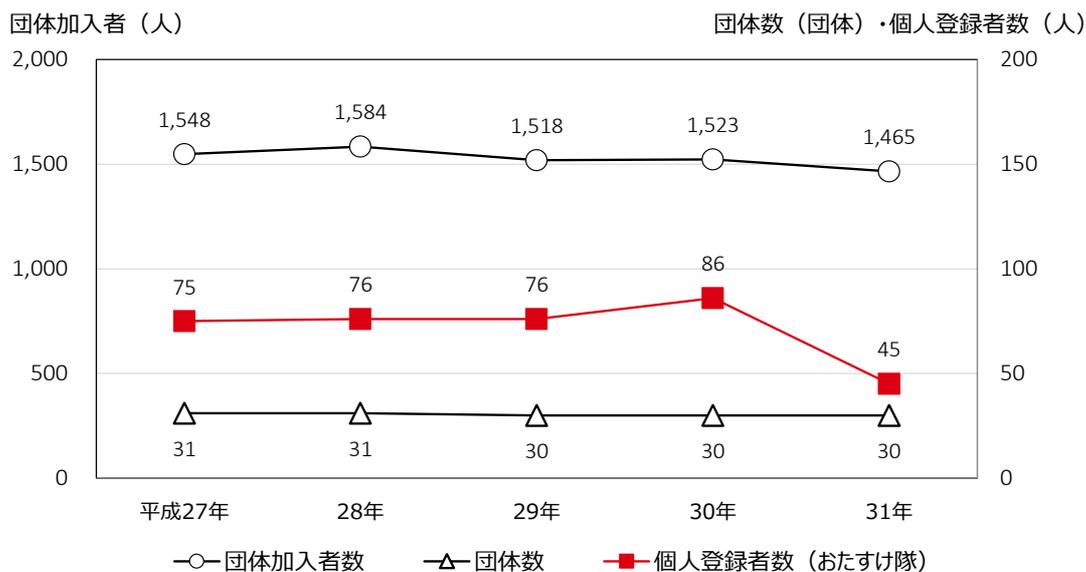
資料:小山市(令和2年10月1日現在)

⑤ボランティア登録の状況

平成 31 年に社会福祉協議会にボランティア登録している団体数は 30、加入者数は 1,465 人となっています。平成 27 年以降、団体数に大きな変化はありませんが、加入者数はゆるやかな減少傾向にあります。また、「おたすけ隊」の個人登録者は、平成 31 年で 45 人と、前年から 41 人減少しました。

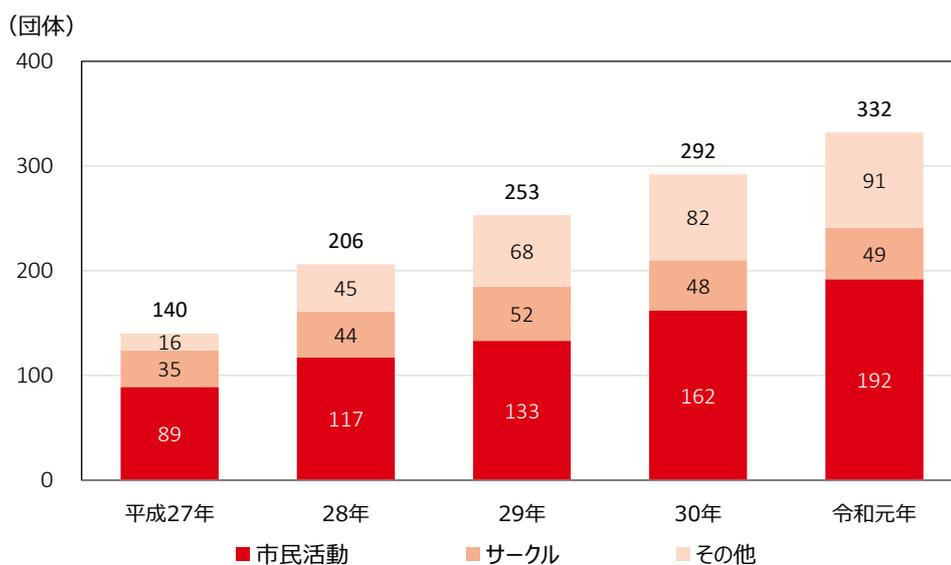
市民活動センターの利用登録団体数は、平成 27 年以降年々増加しています。令和元年の登録団体数は 332 で、うち 6 割近くが「市民活動」となっています。

■社会福祉協議会ボランティア登録数



資料:社会福祉協議会(各年度 4 月 1 日現在)

■市民活動センター利用登録団体数



資料:小山市市民生活安心課(各年 3 月 31 日現在)

2. 第3期小山市地域福祉活動計画の取組状況

第3期小山市地域福祉活動計画では、基本理念「私たちが創る みんながつながり 支え合う 福祉のまち小山」のもと、3つの基本目標「地域福祉の意識づくり・ひとづくり」「地域で支え合うしくみづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」を設定し、計画の実現に向けて全20事業（内重点事業8）に取り組んできました。

各事業について、事務局内で実施した自己評価結果を、令和元年12月9日に開催した「地域福祉活動計画策定推進委員会」報告しました。その内容は次のとおりです。

■全体の評価状況

事業進捗率		事業数	割合
A	100%：計画通り進捗	1	5%
B	80%以上：ほぼ計画通り進捗	19	95%
C	60%～80%未満：計画通りには至らなかったが一定の進捗を得た	0	0%
D	20%～60%未満：実施・検討はしたが計画通りには至らなかった	0	0%
E	0～20%未満：未実施	0	0%

成果に対する評価		事業数	割合
A	充分成果があった	1	5%
B	やや成果があった	19	95%
C	計画とおりの成果はなかった	0	0%
D	効果なし	0	0%

■基本目標ごとの評価状況と今後の課題

【基本目標1】地域福祉の意識づくり・ひとづくり

<p>施策・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉に関する積極的な情報発信と活動への参加促進 ② 福祉教育プログラムの充実と幅広い世代への学習の機会づくり ③ 地域福祉活動を実践する人材の育成と活動支援
<p>取り組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 積極的な情報発信として、全世帯に対し年4回広報誌「ふれあい」の発行及び「社協事業ガイド」を配布した。また、ホームページやフェイスブックを活用し福祉講座やイベント等の発信を行った。 活動への参加促進では、顔の見える地域づくりや地域とのつながりを進めるため、自治会や地区社協等の行う事業へ参加協力し交流活動の充実を図った。 ② 児童・生徒に優しさと思いやりの心を育むためのボランティアスクールの実施、学校で行う福祉学習授業等への福祉用具の貸出しや、手話・点字の学習では技術ボランティア等の講師派遣も行った。また、災害をテーマとした講話やHUG訓練も実施した。 ③ 地区社協の学習会では、地域福祉への関心や興味が持てる内容の企画・運営支援を行った。また、ボランティア団体との協力により、手話や点字等の技術ボランティア養成講座の開講、新たに生活支援担い手養成研修会の実施もでき、人材の養成・育成を図った。また、シルバー大学南校小山地区関係者との繋がりもでき、新たなボランティア活動希望者には登録、斡旋、紹介なども行った。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 全戸配布やホームページ等により情報の発信は一定の成果を得られているが、今後は市民の需要にあった情報を探り発信するなど内容の充実に努めていく。 講座やイベント等では、目的や主体となる組織の体制、費用対効果等の検討を行う。地域交流では、多世代交流の企画や学生若者を取り込んだ地域活動の場の提供を検討していく。 ② ボランティアスクールの参加者を募る際、もっと興味や関心が持てるようなチラシを考えていきたい。また、福祉教育を進める職員や関係職員のスキルアップ研修会を開催し質を向上していく。 ③ 参加希望者の少ない講座では開講できない場合もあったので、周知方法や内容の見直しも検討していく。ボランティアの依頼と紹介では、情報誌やホームページ等で行っているが、あまり集まらないため、内容や方法を見直す必要がある。

【基本目標 2】地域で支え合うしくみづくり

<p>施策・事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 共に支え合う地域の基盤づくり ② 地域のふれあい・交流の場の充実 ③ 身近な地域での相談・支援体制づくり ④ 社会福祉協議会の PR と市民・関係団体との連携体制の強化
<p>取り組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 複雑多様な生活課題を抱える要援護者への支援では、来所や電話相談を基本とし、高齢・障がい等を理由に来所困難な方には、必要に応じ訪問し支援を行い、相談内容によっては行政等の関係部署にも繋げた。 地区社協の推進では、住民が地域課題を話し合いプロジェクト委員会を設置し、小地域活動計画書を作成した地区もあったが、未設置地区においては設置に向けての説明会の実施はできなかった。 ② 老人クラブ、地域ボランティア会の協力を得て、75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に友愛訪問事業を実施した。各地区社協では、子どもと高齢者など多世代がふれあう交流の場を企画し実施した。 ③ 日常生活自立支援事業(あすてらす おやま)において、高齢や障がい等で判断能力に不安がある方等からの利用に関する相談に対応してきた。また、事業の周知活動として、出前講座や「思いつむぎノート」「権利擁護あんしんサポートブック」の配布を通じた普及啓発を実施。市民後見の推進を目的とする講座では、受講修了者の中から法人後見支援員となる継続研修受講希望者も出てきた。 在宅生活を支える福祉サービス事業の充実では、基幹型高齢者サポートセンターの機能強化として毎月の定例会等での情報交換や研修を行うことで連携や機能強化が図れた。訪問介護事業では、サービスの質を向上させるため月1回の研修会を開催した。 こども発達支援センターたんぼぼ園では、園舎の移転に併せて放課後等デイサービス事業を実施した。また、たんぼぼ園利用者の利便性を考慮し相談支援事業所さくらを開設した。 ④ 会員募集を行う際に「社協事業ガイド」を全戸に配布、また広報誌やホームページなどを活用しながらのPRも継続できた。 共同募金募集では、募金の使途が分かるチラシを作成し自治会等に配布した。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 一時的な支援のため相談世帯の解決までには至っていないケースもあるので、行政と関係機関との連携を継続的に行える体制が必要である。 また、地区社協の活動も重要なので未設置地区社協へも福祉情報の提供や説明会も行う必要がある。 ② 実態を把握できない地域の高齢者もいることから、民生委員や行政との情報の連携が必要である。また、自治会未加入者の問題もある。 ③ コミュニティソーシャルワーカーの未設置、及び市民後見人の人材育成が課題である。 ④ 会費や募金に対する今後のPR活動を検証していく必要がある。 ⑤ 複雑多様な生活課題が増える中、コミュニティソーシャルワーカーの役割は大きいものがあるので、設置に向け検討が重要である。

【基本目標3】安全で安心して暮らせるまちづくり

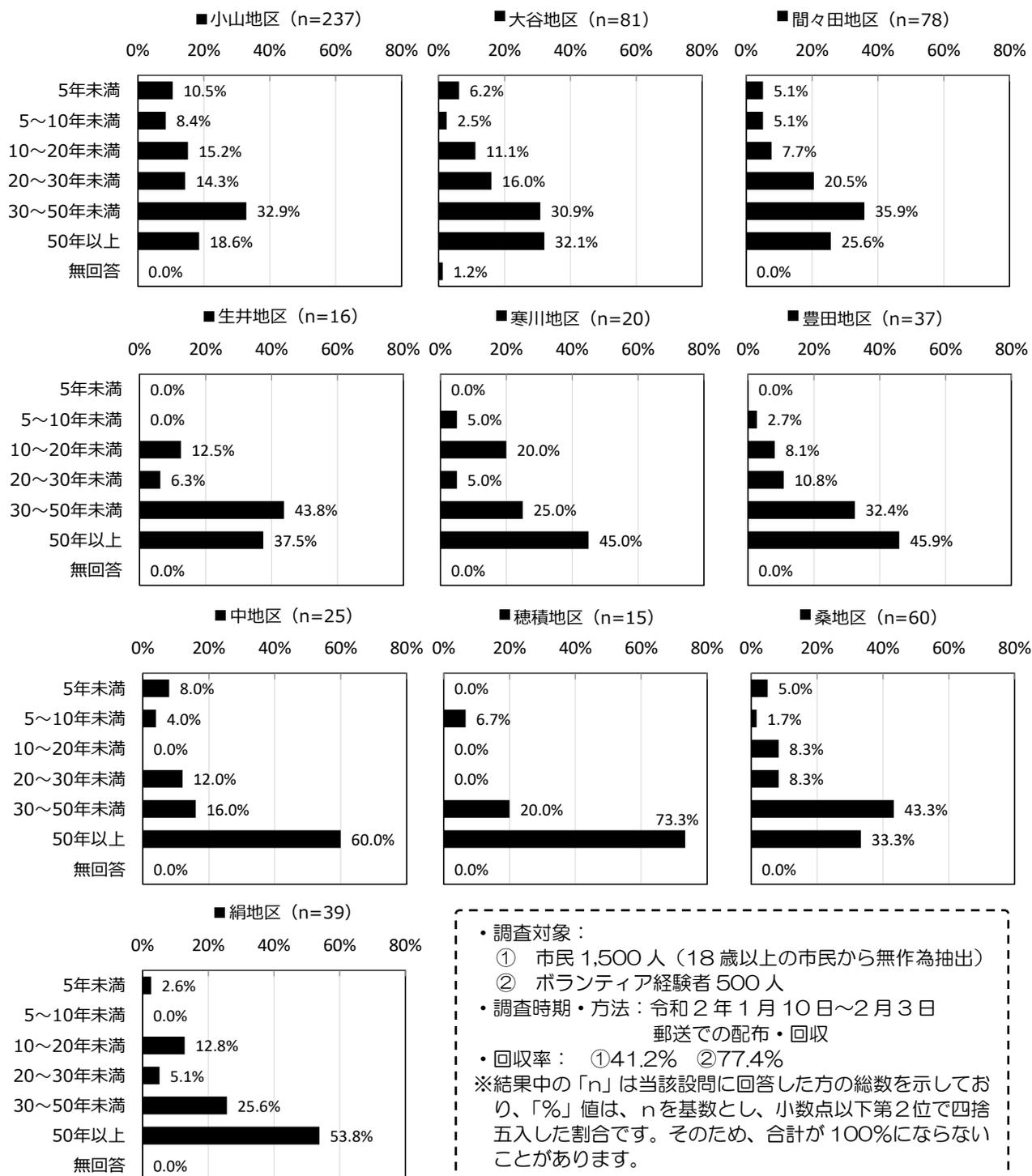
<p>施策・事業</p>	<p>① 日常生活を支える支援体制づくり ② 災害に備えた支援体制づくり</p>
<p>取り組み状況</p>	<p>① 平成28年度から生活支援体制整備事業で第1層運営業務を受託し、コーディネーターを配置し協議体を設置した。高齢者サポートセンターと連携し、地域資源や課題等情報収集を行い、方向性について検討した。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、行政と連携しながら生活支援担い手養成講習会の開催をした。 共同募金配分事業では、地域の安全や防犯に関する取り組み活動や友愛訪問事業に対して、補助金を交付し支援を行った。</p> <p>② 市や県内社協の防災訓練等に参加し情報の共有を行った。また、市民や福祉施設を対象とした講座を開催した。そして、被災地域への職員派遣も行った。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>① 生活支援担い手講習会では、受講生を集めるのに苦慮しているので、PR等を検討し地域の担い手が増えるよう進めていく。 地域で取り組む活動を継続的に支援し、他の地域へも情報提供していく。</p> <p>② 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しやBCP（災害時事業継続計画）を策定し、災害対応と通常の事業・業務が円滑に対応できるよう、職員間で認識や情報を共有できるように検討していく。</p>

3. 地域福祉に関する市民意識 ～アンケート結果から～

令和元年度に実施したアンケートの調査結果の中から、地域福祉に関係の深い内容を以下に示します。

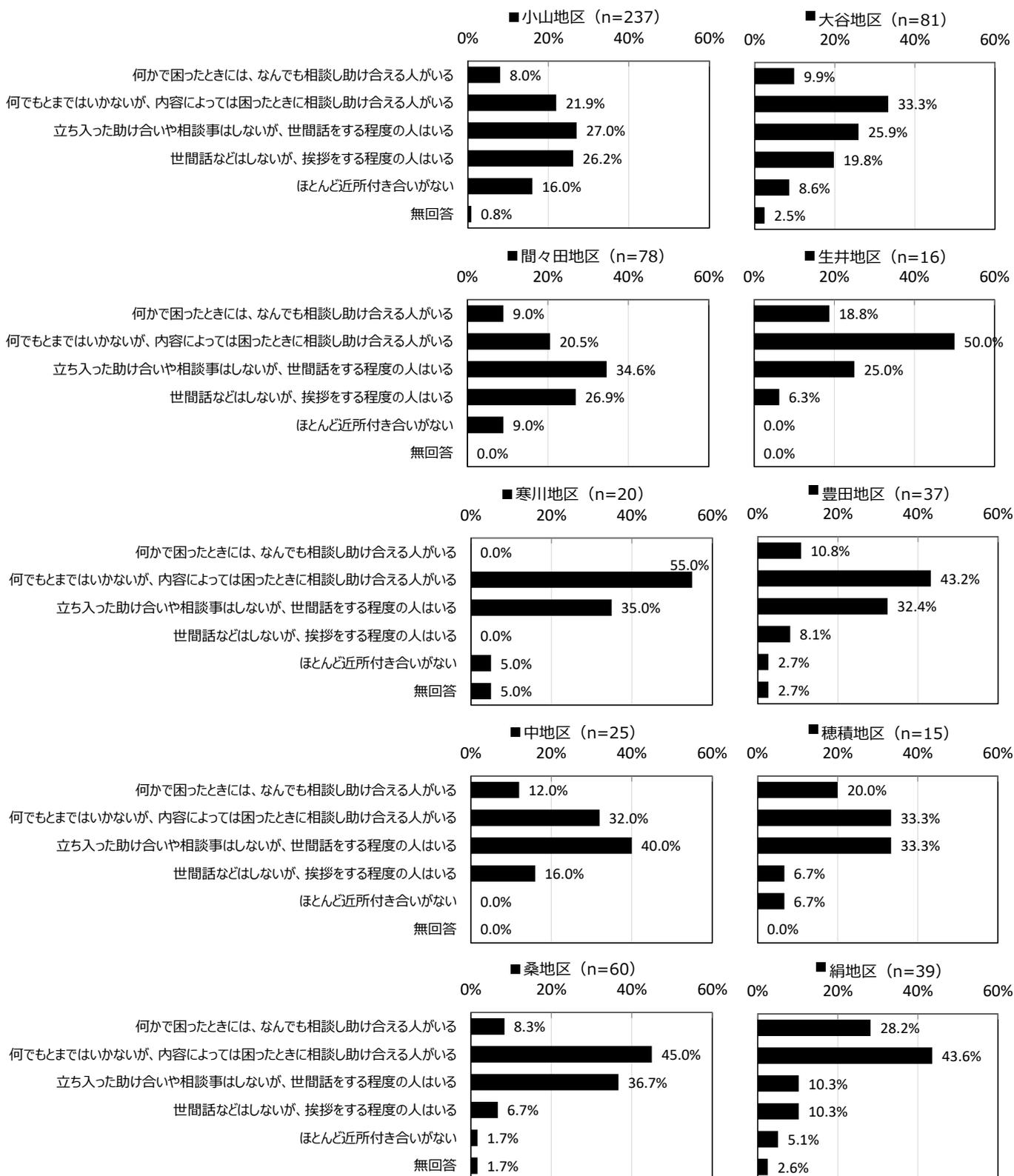
(1) 小山市に住んでいる年数

いずれの地区も「30年以上」が半数を超え、特に寒川、豊田、中、穂積、絹の各地区では50年以上最も多くなっています。小山、大谷、間々田の各地区は、「30年未満」が4割前後となっています。

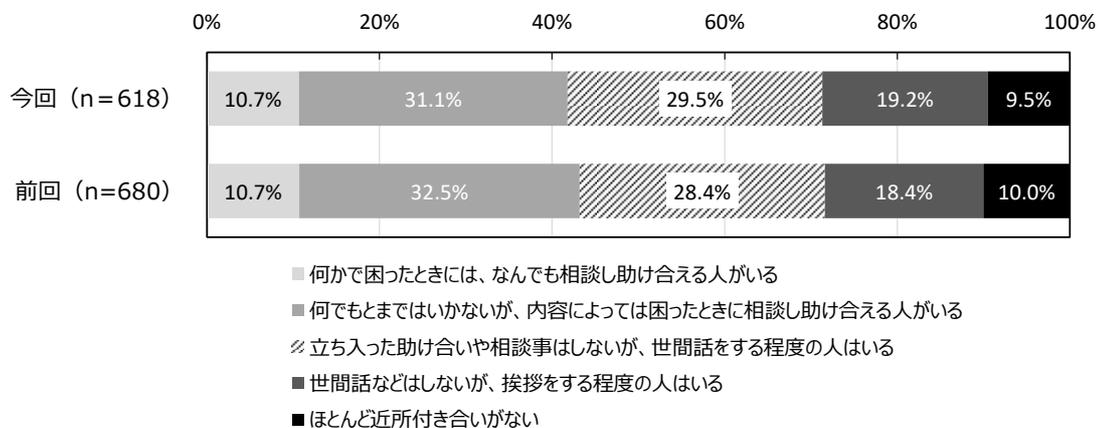


(2)隣近所とのお付き合いの程度

お付き合いの程度では、大谷、生井、寒川、豊田、桑、絹の各地区では、「何でもとまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し助け合える人がいる」、小山地区と中地区は「立ち合った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はいらる」が最も多くなっています。穂積地区は両者が同率で最も多くなっています。



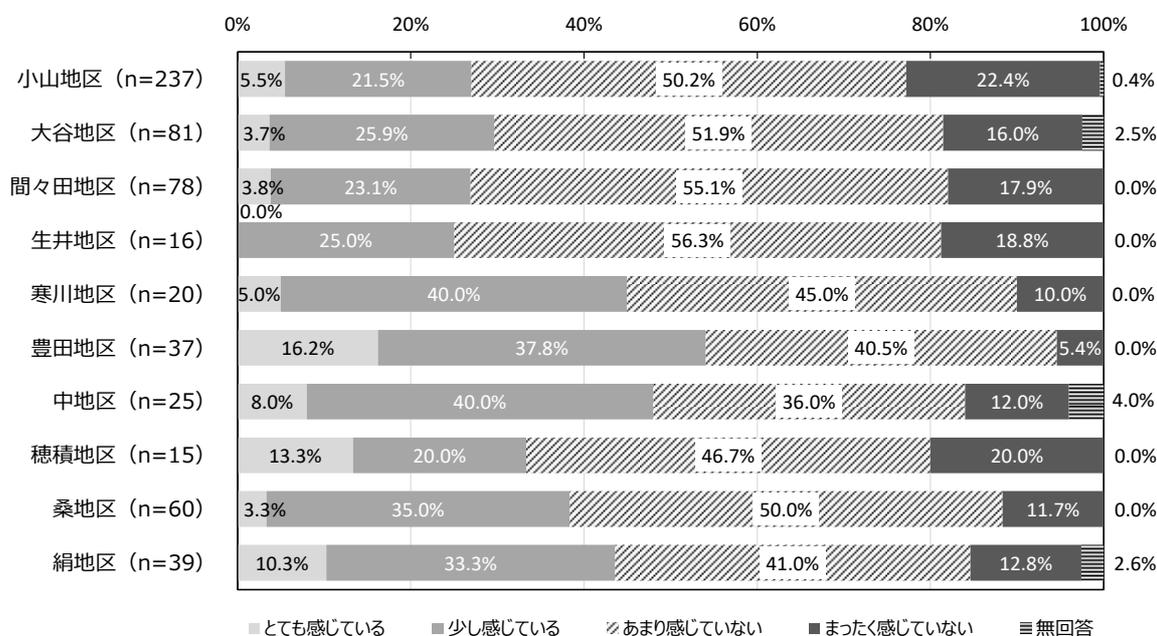
市全体の結果を平成 26 年に実施した前回調査と比較（※）すると、「何かで困ったときには、なんでも相談し助け合える人がいる」の割合は同じで、「ほとんど近所付き合いがない」は 0.5 ポイント減少していますが、その他の選択肢の割合をみると、近所付き合いは少しずつ希薄化する方向に動いていることがわかります。



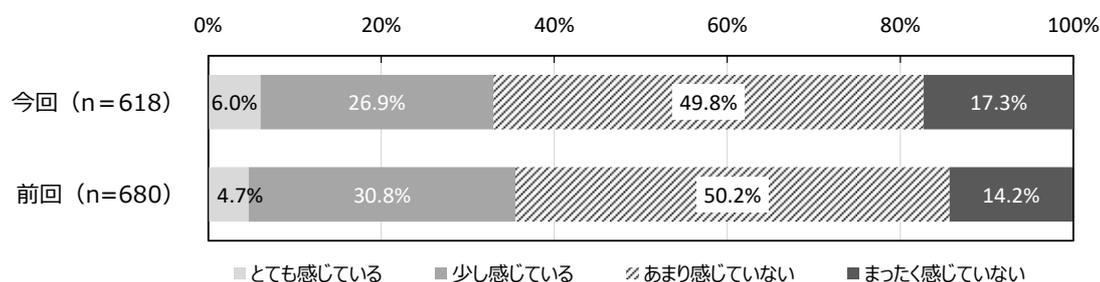
※前回との比較は、「無回答」を除いて行っていますが、「n」には、無回答者数を含んでいます。（以下同様）

(3)地域における互いの生活の支え合い感

地域の中で、子ども、高齢者、障がいのある人を含めて、お互いの生活を支え合っていると感じているかについて、「とても感じている」と「少し感じている」を合わせた割合は、豊田地区（54.1%）、中地区（48.0%）、寒川地区（45.0%）、絹地区（43.6%）などが多くなっていますが、そのほかの地区では20%~30%台にとどまっています。

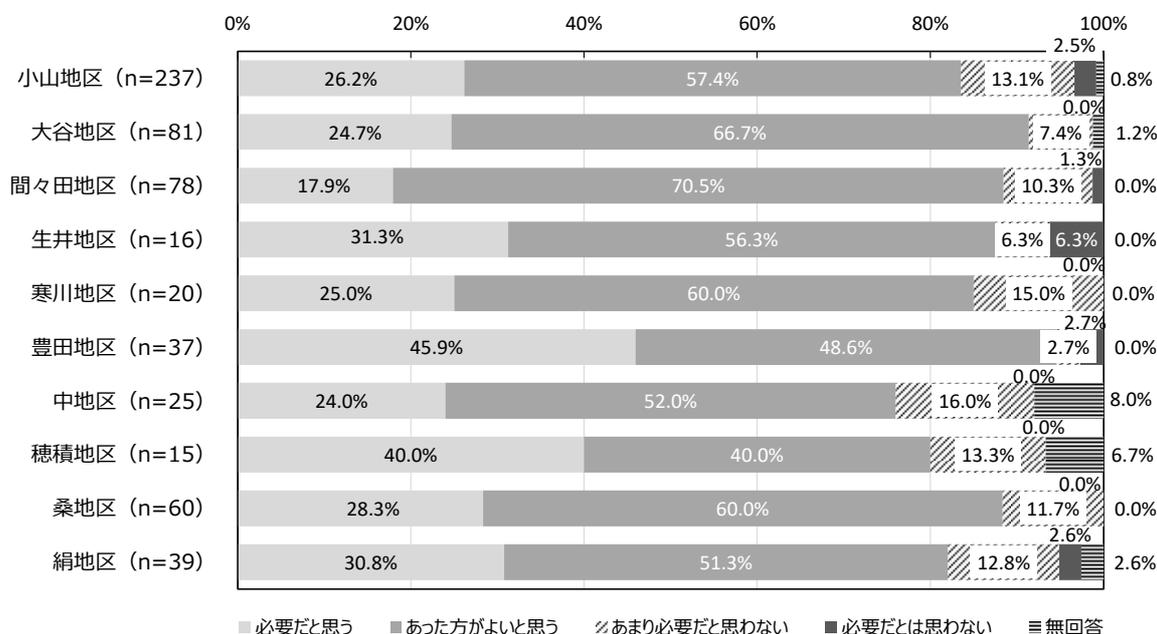


市全体の結果を平成26年に実施した前回調査と比較すると、「とても感じている」と「少し感じている」を合わせた「感じている」の割合は、前回から2.5ポイント減少し、「あまり感じていない」と「まったく感じていない」を合わせた「感じていない」割合は、前回から2.6ポイント増加しており、意識の上でも地域での支え合いが薄くなっていることがうかがえます。

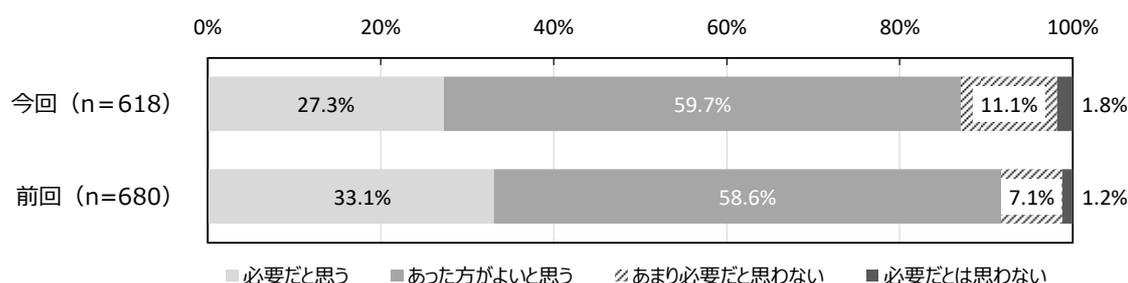


(4)生活課題に対する地域住民の自主的な支え合い・助け合いの必要性

様々な生活課題に対し地域住民の自主的な支え合い・助け合いについて、「必要だと思う」と「あった方がよいと思う」を合わせた割合は、豊田地区（94.6%）と大谷地区（91.4%）で90%を超え、最も低い中地区でも76.0%となっています。

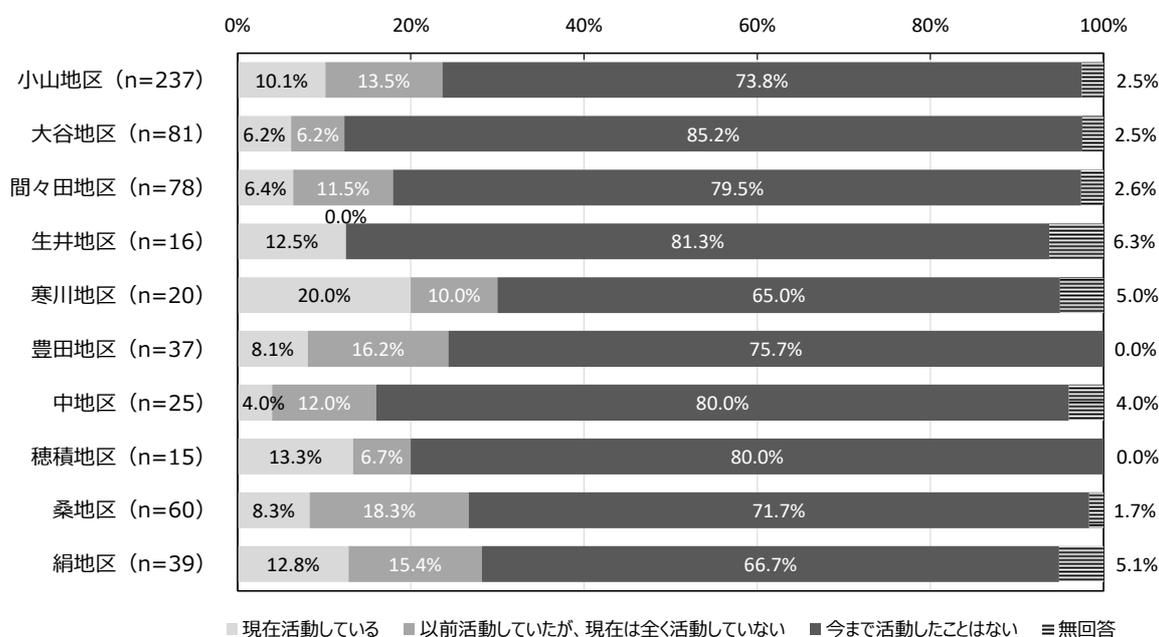


市全体の結果を平成26年に実施した前回調査と比較すると、「必要だと思う」の割合は大幅に減少し、「あまり必要だと思わない」と「必要だと思わない」はともに増加しています。地域における支え合いが「必要」または「あった方がよい」と思う人は依然として9割近くいますが、地域福祉推進のためには懸念される結果となっています。

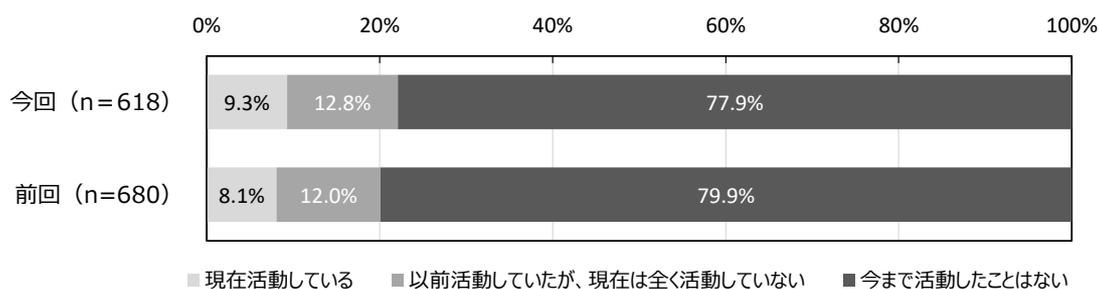


(5) ボランティア活動の経験

ボランティア活動については「今まで活動したことがない」がすべての地区で 60～80%台で最も多くなっています。活動経験のある「現在活動している」と「以前活動していたが、現在は全く活動していない」を合わせた割合は、寒川地区（30.0%）、絹地区（28.2%）、桑地区（26.7%）などが比較的多くなっています。



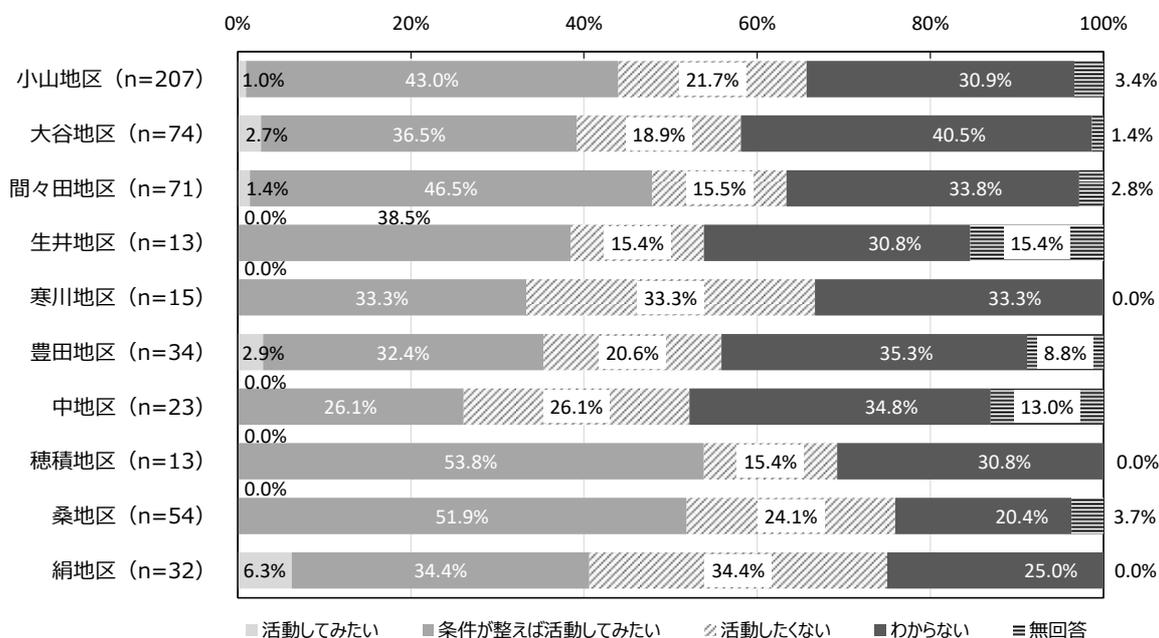
市全体の結果を平成 26 年に実施した前回調査と比較すると、「現在活動している」が 1.2 ポイント増加していますが、活動したことがない人は依然として 8 割近くに上っています。



※「以前は活動していたが、現在は全く活動していない」の前の回答割合は、「以前活動していたが今はやめたものもある」と「以前活動していたが現在は全く活動していない」の回答割合の合計値

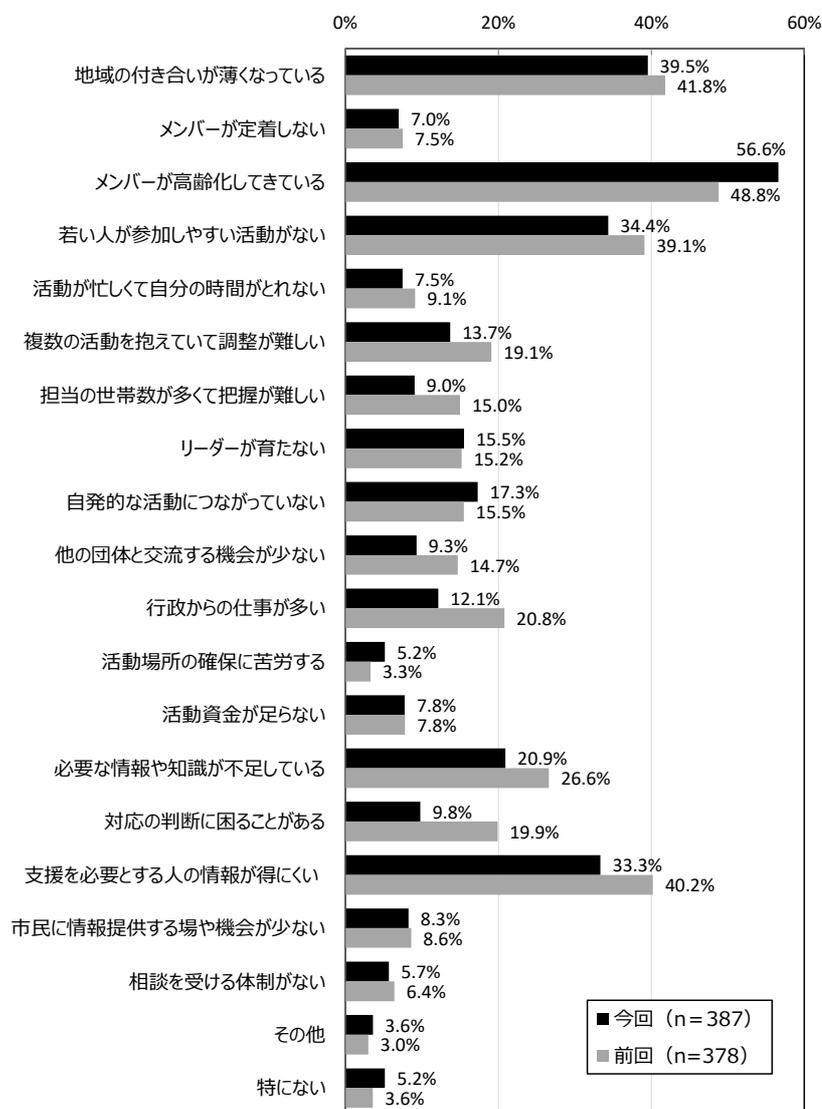
(6) 今後のボランティア活動への意向

ボランティア活動を「以前していた」と「今までしたことはない」人の今後のボランティア活動への意向について、「活動してみたい」と「条件が整えば活動してみたい」を合わせた割合は、間々田、穂積、桑の各地区で50%前後と多く、中地区は26.1%と他の地区よりも少なくなっています。



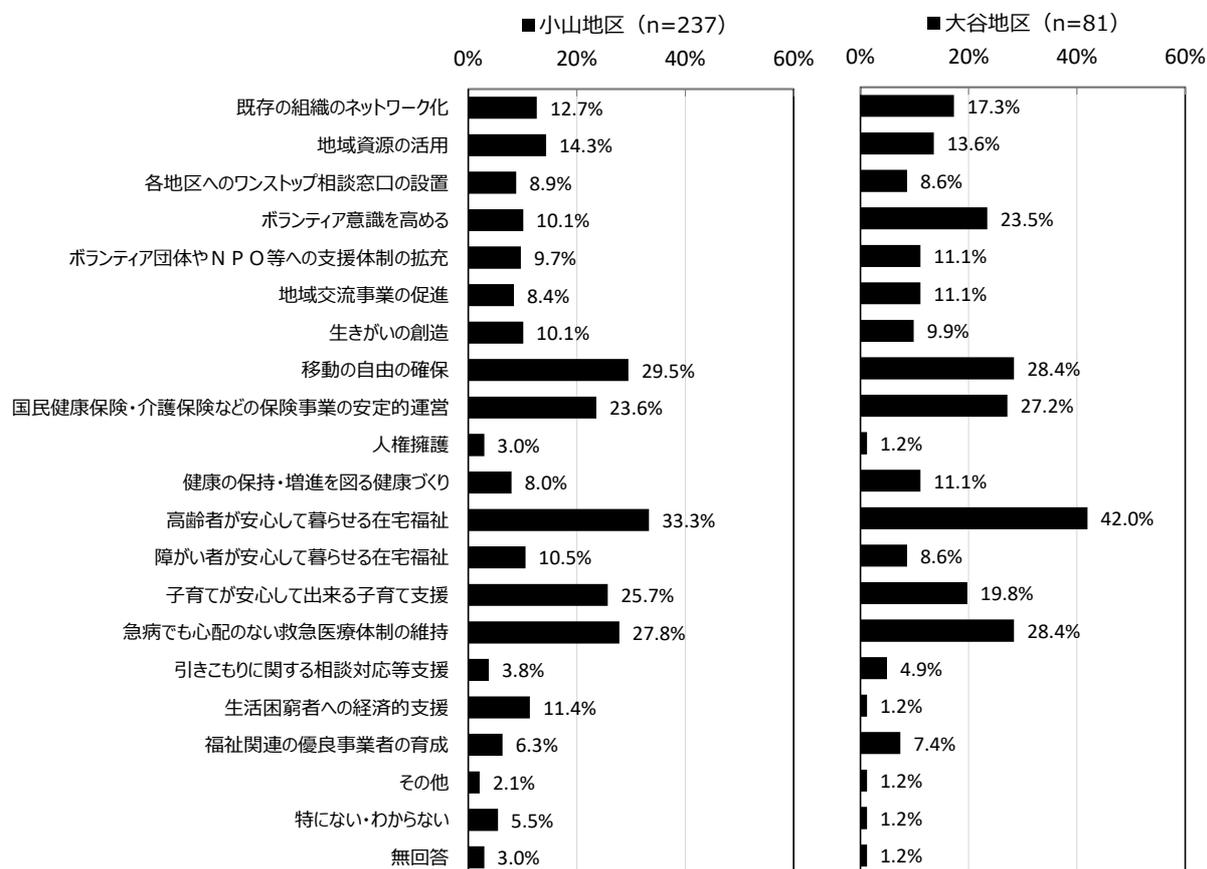
(7) ボランティア経験者が地域活動を行う中で困っていること(複数回答)

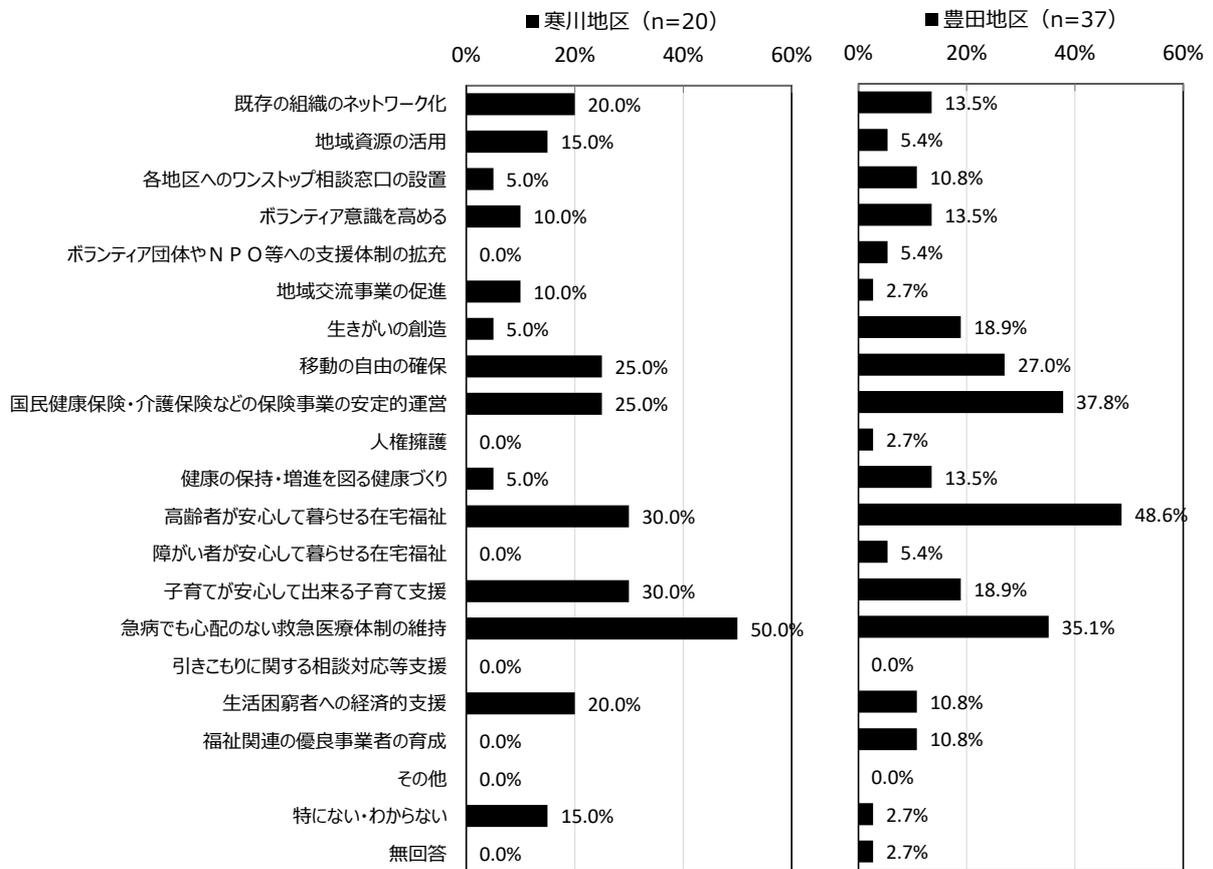
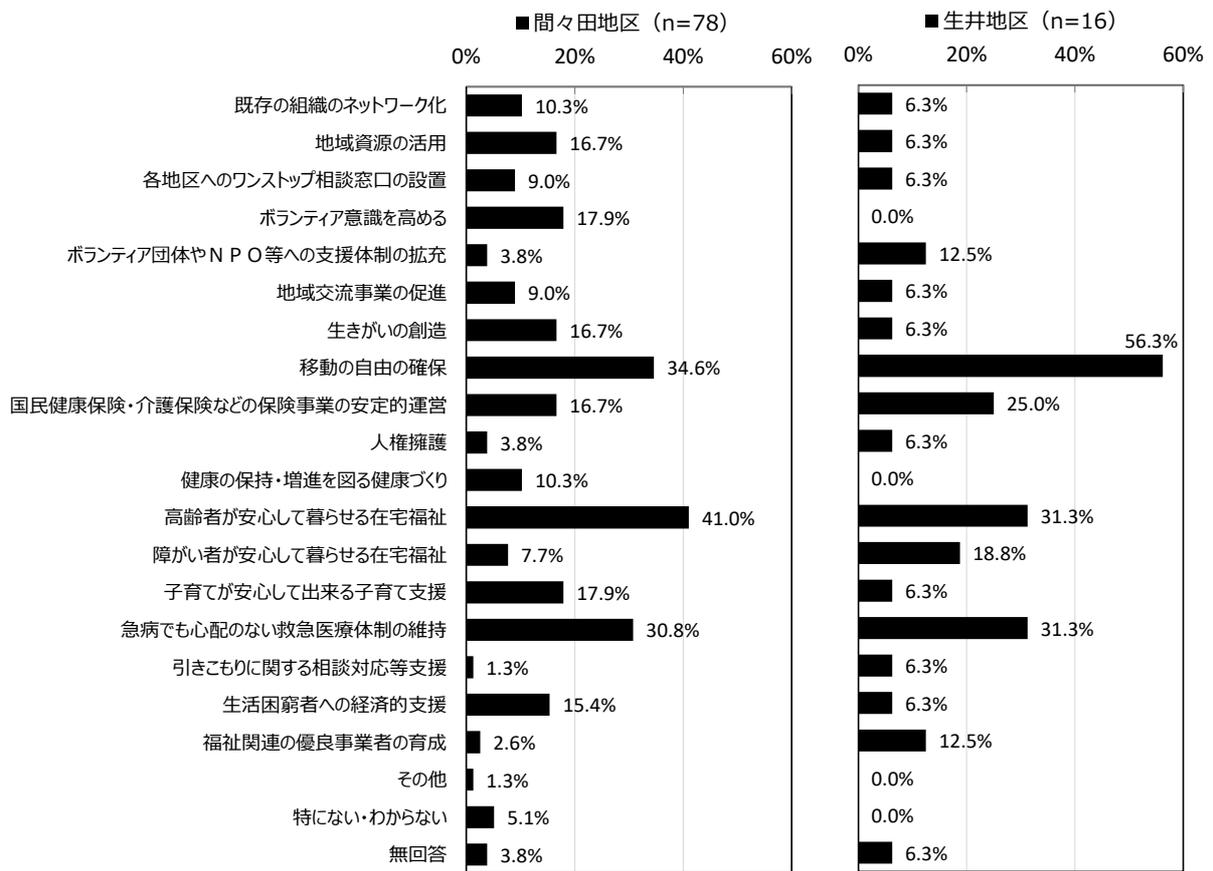
ボランティア経験者が地域活動上で困っていることでは、「メンバーが高齢化してきている」、「地域の付き合いが薄くなっている」、「若い人が参加しやすい活動がない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が3割を超えて多くなっています。特に「メンバーの高齢化」は56.6%と、前回の48.8%からさらに増加しています。

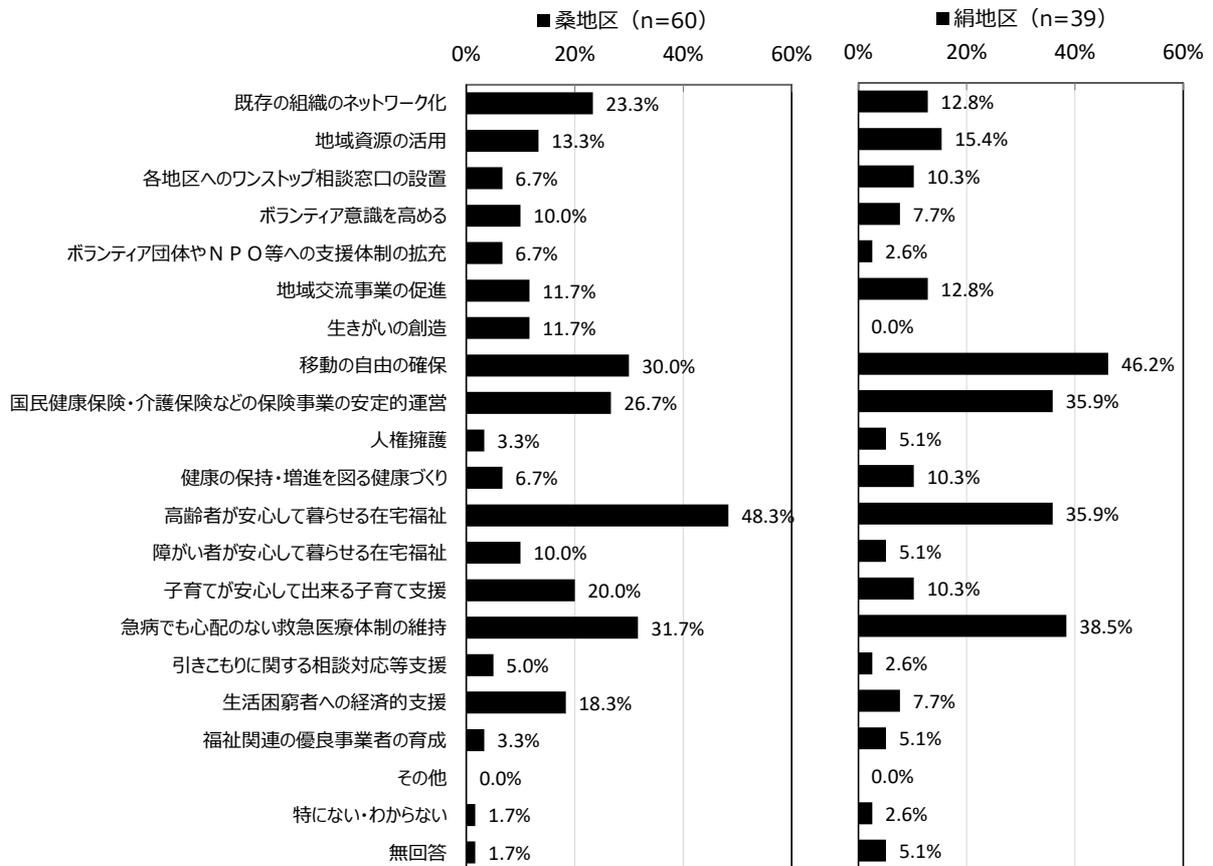
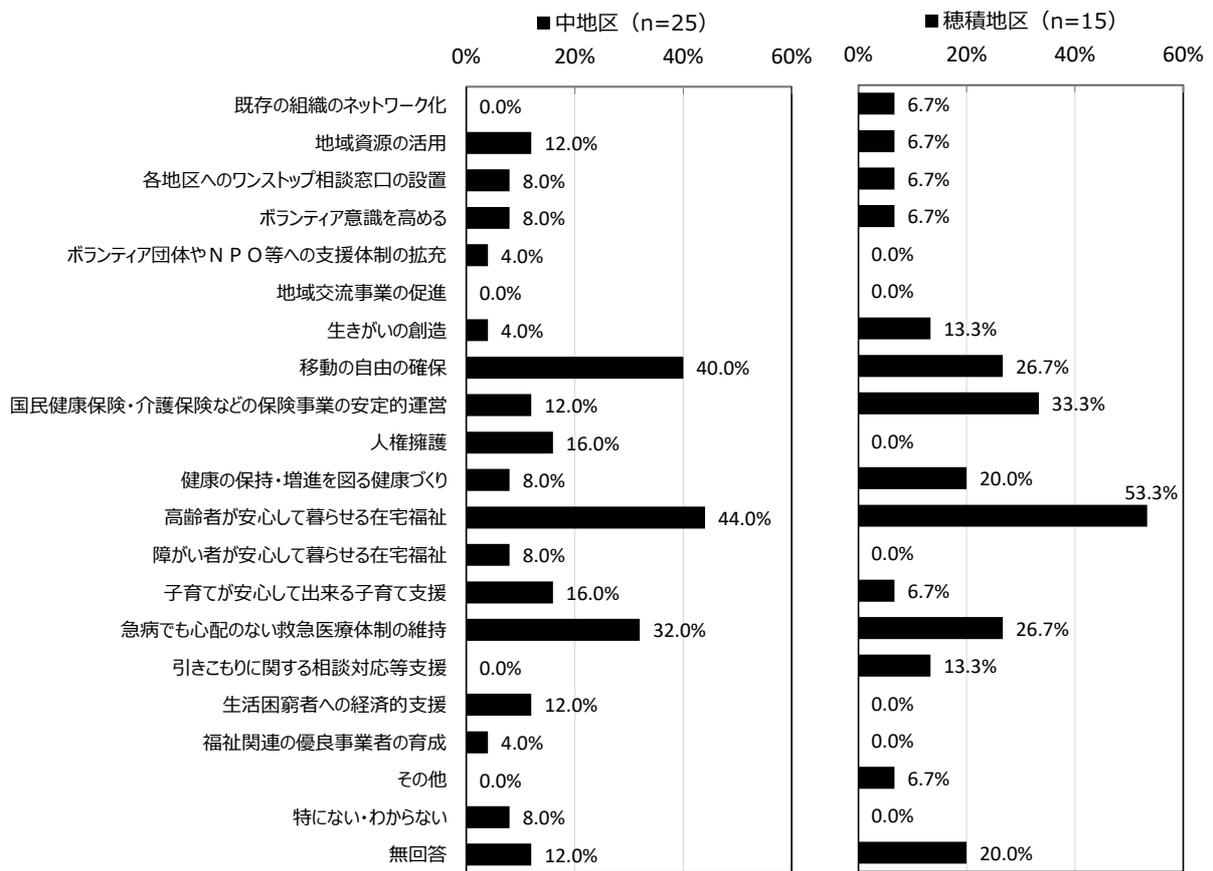


(8)福祉関連分野で小山市に特に力を入れてほしいこと(複数回答)

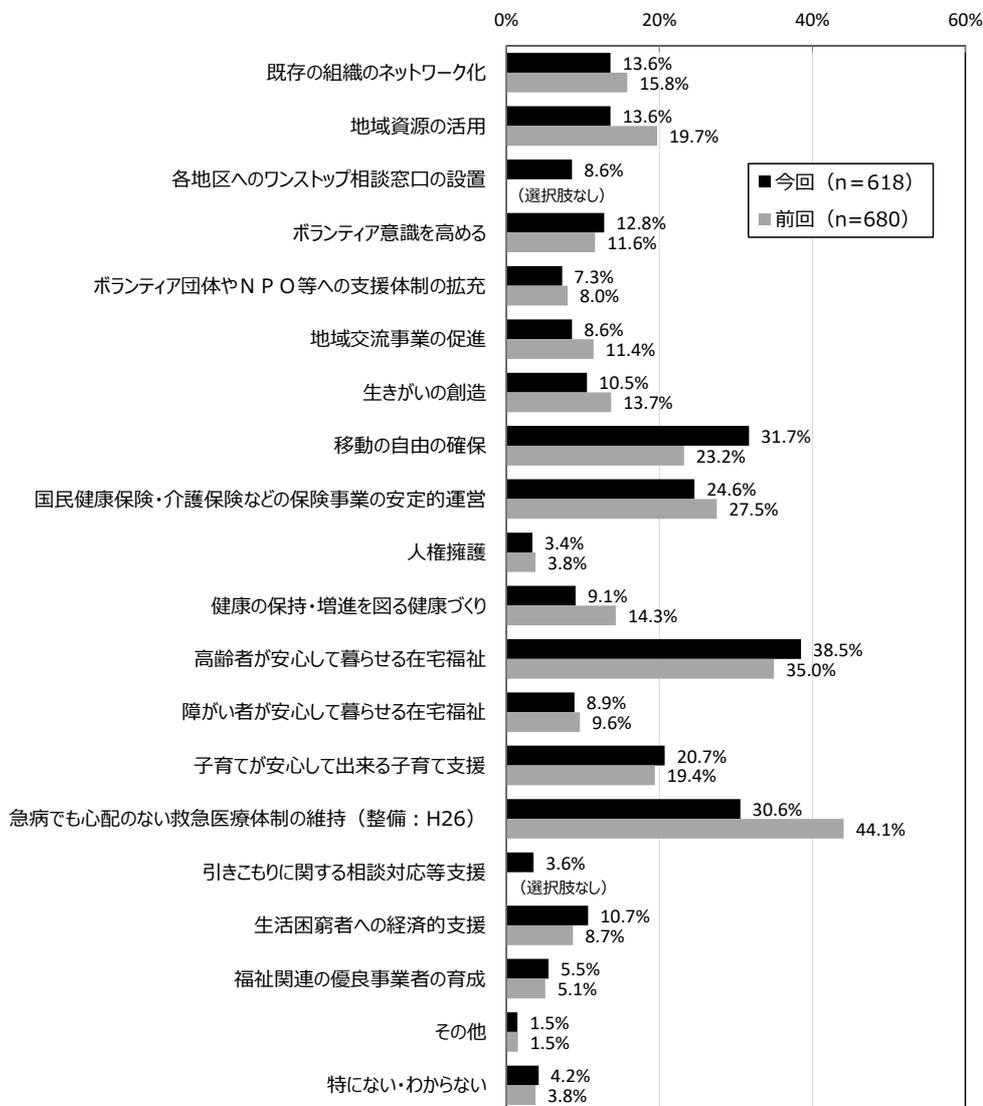
福祉関連の分野で特に力を入れてほしいことについて、小山、大谷、間々田、豊田、中、穂積、桑の各地区では「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉」、生井と絹地区では「移動の自由の確保」、寒川地区では「急病でも心配のない救急医療体制の維持」がそれぞれ最も多くなっています。







市全体の結果を平成 26 年に実施した前回調査と比較すると、「移動の自由の確保」が 8.5 ポイント、「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉」が 3.5 ポイント増加する一方、「急病でも心配のない救急医療体制の維持（H26 調査では「医療体制の整備」）は 13.5 ポイントの大幅減少となっています。

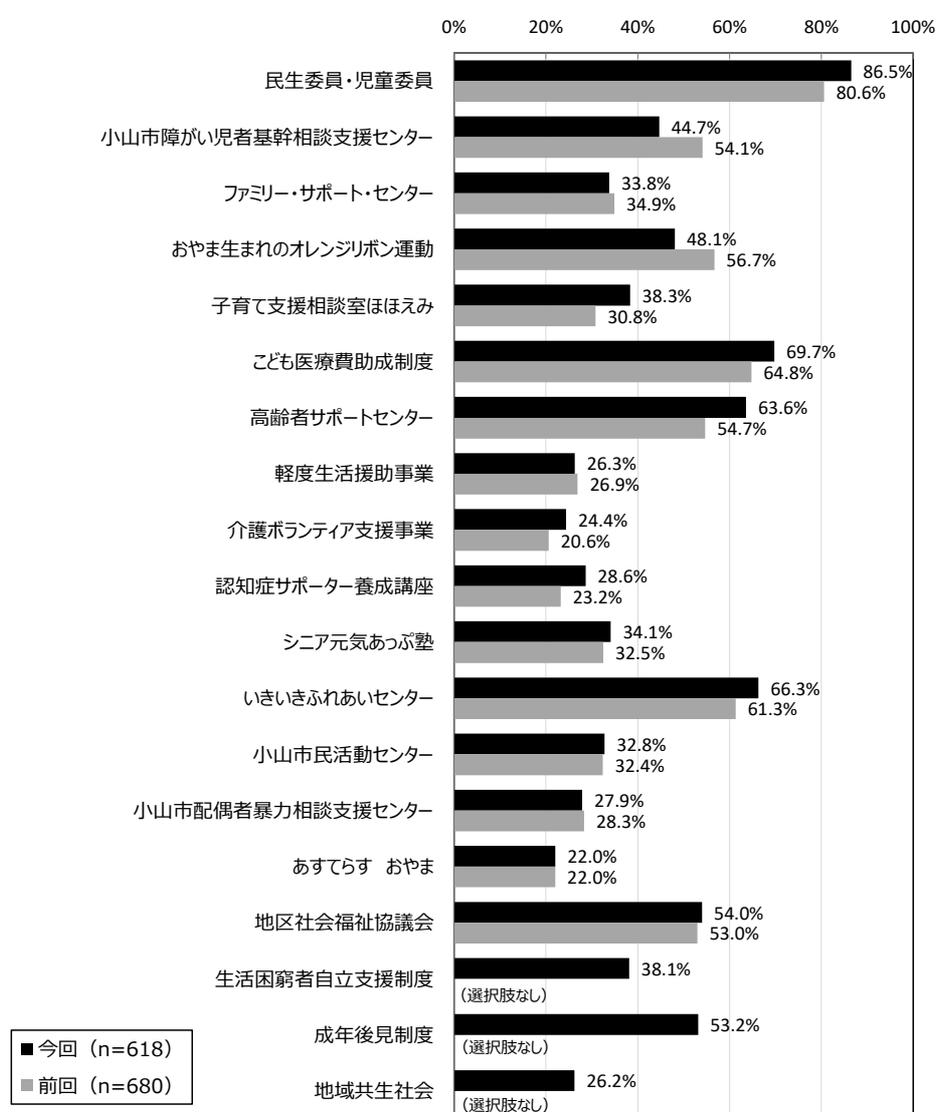


(9)福祉関係の事業等の認知度

福祉関係の事業等の認知度（「よく知っている」と「名前だけは知っている」を合わせた割合）については、大きなばらつきがみられます。

「民生委員・児童委員」、「こども医療費助成制度」、「いきいきふれあいセンター」、「高齢者サポートセンター」などの認知度は6割を超えて高く、またいずれも前回調査の割合を大きく上回っています。そのほか、「子育て支援相談室ほほえみ」や「介護ボランティア支援事業」、「認知症サポーター養成講座」、「シニア元気あっぷ塾」などは認知度が上昇していますが、「小山市障害児者機関相談支援センター」と「オレンジリボン運動」は大きく認知度を落としています。

また、「成年後見制度」は半数を超える人が認知していますが、「生活困窮者自立支援制度」と「地域共生社会」の認知度は、それぞれ3割台と2割台に留まっています。



(10)自由記述されたご意見(地区別)

地区	内容
小山	<ul style="list-style-type: none"> ● このあいだ、小山市社会福祉協議会の方のお話を聞きしました。知らなかったことが多く、とても勉強になりました。いずれお世話になると思いますが、早くお世話にならない様に一日一日を頑張っていくつもりです。有難うございました。(女性、75歳以上) ● 地域に何か所か、だれでもいつでも集い話し合える場所がほしいです。(女性、75歳以上) ● いずれ、免許証返納を考えた場合、いきいきふれあいセンター等を充実して欲しい。安価で小回りタクシー等。(女性、65～69歳) ● 小山市は大都市になり、地域のつながりが薄れてこないよう声かけや情報を分かりやすく伝えて欲しい。(男性、75歳以上) ● 役に立てることがあれば可能な限り行すが、どのようにしたらよいか分からない。そういう人達に向けて、少し利用出来るものが作られれば良いですね。(女性、40～49歳) ● 住む地域に公民館がなく支え合う、助け合うとの意識を考えると小さくても公民館があると集まる形を考えられると思います。(女性、70～74歳) ● 住んでいる地域が2015年、2019年と水害にみまわれました。安心して暮らすためには災害はないことが重要です。豊穂川の下流に水門を作って、水門を閉めたら豊穂川の水の逃げ場がなくなって溢れることは当然です。水門を作るなら川の水を田んぼに貯めるとか遊水地(池)を作ってください。対策をして下さい。(女性、65～69歳) ● 福祉やボランティアなど色々な取り組みをしているのはとてもいいと思います。が、自治会で役員になってただ集まりに参加して終わっている気がしてとても残念な気持ちで参加しています。地域ですごく活動に温度差があるという事も感じました。(女性、30～39歳) ● 地区社協の必要性が分かりません。どうして地区社協が必要なのでしょう？(女性、60～64歳)
大谷	<ul style="list-style-type: none"> ● 一年前からシルバーカーで散歩しているが、歩道の段差には困っている。(5)の1(「段差のない広い歩道の整備」)は実施してもらいたいです。(男性、75歳以上) ● 昨年10月よりシルバー大学南校に入学して福祉やボランティアのことを勉強中。卒業後にそれを活かして福祉やボランティアの活動をやってみたいと考えています。(男性、65～69歳) ● 福祉ばかりではなく、情報とは、必要する本人が積極的に行動を起こさないと、先に進んでいかない。ボランティア等で、お手伝いをしたいと思っても、必要とする人がわからないので、お手伝いができていません。(女性、50～59歳)
間々田	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在住まい地域で自主的なボランティア組織を立ち上げ、定期的な野菜類の販売、週2回の買い物の手助け、必要に応じて病院等の送迎、高齢者によるお食事会等の活動を実施しています。「絆会」(男性、75歳以上) ● いきいき事業が行われていますがその場まで行けない人(自分の力ではいけない)、認定まではいない人の場がなく家にこもってしまうのではと思うのですが。(女性、60～64歳) ● しらさぎ館に至る坂道は高齢者にとって不便そのものです。いきいき事業は町の中の立地で気軽に参加出来なくてはならないと思う。(女性、60～64歳)

生井	<ul style="list-style-type: none"> ● 私の住んでいる地域は水害が不安な場所です。老後、老人施設に入るため土地や家を売りたいが、買い手がないという話を聞くので、大企業を取り込んで、過疎化の地区にひとつの町（子供から老人が安心して暮らせる）を作ってもらいたいです(女性、50～59歳)
寒川	<ul style="list-style-type: none"> ● 寒川地区に学童保育を作ってもらいたい。今後も働いていくことを考えると学童保育が無いのはかなり不安である。(女性、40～49歳)
豊田	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内住居の人は体が働かなくなって、車も乗れなくなると大変。医療関係にスムーズに行けるように充実してほしい。車の手配等を考えてほしい！！(女性、70～74歳) ● 地域によって環境が違います。隣近所が近い場合は見守りや日常的なお手伝いも少しはしやすいと思いますが離れたところにお住まいの方のサポートはなかなか難しい面があるのでこういう方をどうサポートしたらいいのかと考えてしまう。(女性、75歳以上)
穂積	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口が少ない地域での移動手段が不便さを増しているように思います。財政上難しいかもしれませんが同じ小山市民であり公平さも必要だと思います。(女性、50～59歳) ● 高齢者の免許返納の件、最近多く耳にします。その結果交通の足がなくなります。通院やお買い物の交通としてバスやデマンドバスを利用したいが分からないという話がいろいろな人から聞かれます。私もその一人ですが利用方法、知識がなかなか行きわたっておらずついおっくうになってしまいます。もっともっと多くの人が気軽に簡単に利用できるよう考えていただけたら幸いです。増便路線の変更等も検討していただければいいと思います。(女性、70～74歳)
桑	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきふれあいセンターは遠いので足がないのでだめ。自治会の集会所（公民館）で行ってくれたら近くていいと思います。内容は週一回、1時間位百歳体操の日、歌の日、話題、ためになる話等の日でもいいので宜しく願います。(女性、75歳以上) ● 小山市の外側に行くと、人も少なく、年配の方ばかりで、外出も車が多く、歩いても人に会うことも少ない。昔からいる人は地域に馴染んでいるが、新しく住んだ人は地域に溶け込みにくい環境だと思う。城南などの中心部のように若い人も少ないので、なおさら馴染んだり交流の場が無い。自治会も若い人向けのことは何も話すことが無い。もう少し、馴染みやすくなればいいと思う。子育ても、小山市内のどこでも同じように遊び場があったり、サービスを受けられる所が出来るととても有り難いと思う。(女性、30～39歳) ● 小山市の中で地域格差を感じる。あると思う。(女性、40～49歳) ● 桑地区は、どこに行っても歩道がデコボコで歩きにくいです。何とかありませんか。車道はきれいですよ。(女性、75歳以上)
絹	<ul style="list-style-type: none"> ● 小山市で実施のオーバスについて、絹地区はデマンドバスとのことで、定期的な足の確保がない！！あまり地区的なサービスの不足をさせないように配慮されたい。(男性、75歳以上) ● 自分が高齢者になったときの生活の不安を感じる。車がないと生活が不便な地域のため。災害などの時の避難場所への老人の移動させるとき不安。延島地区の為大雨や台風の際は大丈夫だと思いつつも不安を感じる。これからの延島地区の人口を増やすためにも市の水道を通してほしい。(女性、50～59歳)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系
4. 地域福祉を推進するための圏域

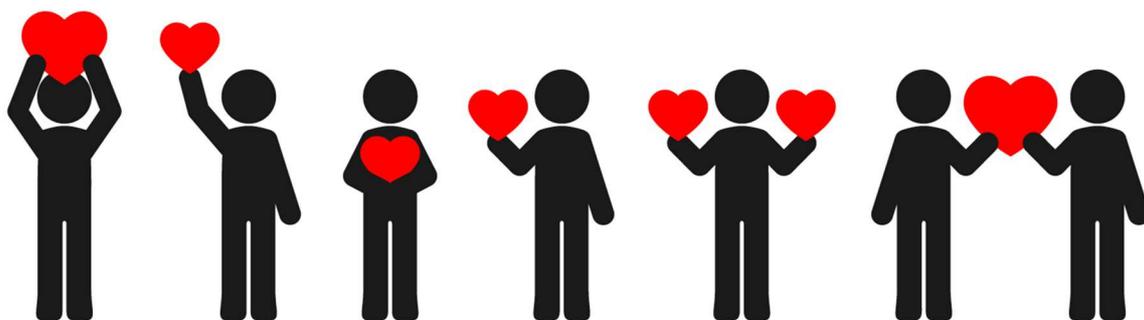
第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第3期小山市地域福祉活動計画では、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに取り組むことで、誰もが「**心**だんの **く**らしの **く**あわせ」を感じることができる「福祉のまち」を、はじめて実現できるとして、具体的な目標を設定し活動を進めてきました。

本計画では、引き続き、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進していくために、第3期計画において掲げた基本理念を継承し、「福祉のまち小山」の実現を目指します。

私たちが創る
みんながつながり 支え合う
福祉のまち小山



2. 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第3期計画と同様に3つの柱を基本目標として設定し、計画を体系的に展開していきます。

基本目標1 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

地域では、年齢や職業、国籍などの異なる様々な人々が暮らしています。そうした人の中には、高齢で介護を必要としたり、障がいがあり支援を必要としたりする人もいます。そうした人たちを地域できめ細やかに支えることは、支えられる人の現在の安心だけでなく、いざというときや自身が高齢になったときに安心して暮らし続けることができるとの確信を、地域のすべての人にもたらすことにつながります。

地域福祉はそれを受ける人のために限定されるものではなく、自分自身を含む地域のすべての人のためであるとの意識を広げ、その中から地域福祉のリーダーが生まれ・育ち、福祉活動が希望とともに循環されるよう、「意識づくり・ひとづくり」を基本目標1として推進します。

基本目標2 地域で支え合うしくみづくり(地域共生社会の実現に向けて)

社会情勢や人々の暮らし方の変化が、地域の課題に多様化と複雑化をもたらしています。そうした課題を解決するためには包括的な取り組みが必要となっています。

小山市地域福祉活動計画では、市の地域福祉計画と連携し、その方向性に足並みをそろえ、地域に根差した効果的な地域福祉を推進するため、支え合いや交流の基盤づくりや相談・支援体制づくり、関係団体との連携体制づくりからなる「地域で支え合うしくみづくり」を基本目標2として推進します。

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

深刻な被害を引き起こす自然災害や高齢者を狙った詐欺などが多発化する傾向にあるなか、犯罪の未然防止や災害に備えた体制の整備が重要となっています。

すべての市民が安全で安心して暮らし続けることができるように、基本目標3では安心の日常生活を実現する環境整備や防犯体制の充実を図るとともに、災害発生に備えた市や地域・関係団体との連携体制の強化に努めます。

3. 計画の体系

■基本目標1 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

行動目標	施策と活動の方向性
1-1 地域福祉について知ろう・参加しよう	【施策1】福祉に関する積極的な情報発信と活動への参加促進
重点	① 広報誌や SNS 等を活用した積極的な情報発信 ② 親しみやすい講座やイベントの企画・実施 ③ 地域の交流活動の活性化と参加のきっかけづくり
1-2 福祉の心を育もう	【施策2】福祉教育プログラムの充実と幅広い世代への学習の機会づくり
① 児童・生徒を対象とした福祉教育の充実 ② 対象・テーマ別の福祉学習の研究と実践	
1-3 地域福祉活動を実践しよう	【施策3】地域福祉活動を実践する人材の育成と活動支援
重点	① 地域福祉活動を担う人材の育成 ② ボランティア活動の推進

■基本目標2 地域で支え合うしくみづくり(地域共生社会の実現に向けて)

	行動目標	施策と活動の方向性
2-1	支え合える地域をつくろう	【施策4】共に支え合う地域の基盤づくり ① コミュニティソーシャルワーク推進体制の構築 ② 地区社会福祉協議会活動の推進
	重点	
2-2	地域のつながり・交流の場を広げよう	【施策5】地域のふれあい・交流の場の充実 ① 地域の一員である意識づくりと見守り活動の推進 ② 身近なふれあい・交流の場の充実
	重点	
2-3	必要な人に情報や支援をつなげよう	【施策6】身近な地域での相談・支援体制づくり ① 「暮らしのなんでも相談」の実施 ② 高齢者・障がい者・子ども等の権利擁護の推進 ③ 在宅生活を支える福祉サービス・事業の充実
	重点 重点	
2-4	協働の輪を広げよう	【施策7】社会福祉協議会のPRと市民・関係団体との連携体制の強化 ① 社会福祉協議会のPRと社協会員制度の充実 ② 共同募金運動やネットワークを生かした協働体制づくり

■基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

	行動目標	施策と活動の方向性
3-1	誰もが住みやすいまちをつくろう	【施策8】日常生活を支える支援体制づくり ① 誰もが生活しやすい環境づくり ② 地域の防犯体制の充実
	重点	
3-2	災害時に助け合えるまちをつくろう	【施策9】災害に備えた支援体制づくり ① 災害に備えた市との連携体制や地域のネットワークづくり ② 災害ボランティアセンターや災害時の事業継続体制の整備
	重点	

4. 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉を推進するためには、福祉活動の主体や活動の内容に応じた適切な地域を単位に重層的な圏域が設定され、それぞれの圏域で取り組むべきことが圏域を構成する主体間で共通認識されていることが大切です。

小山市社会福祉協議会では、市内各地区に地区社会福祉協議会を設立し、きめ細かな福祉活動を推進しています。

大圏域(市全体のエリア)

主体: 行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者など

役割: サービス・情報提供体制、専門性の高い相談への対応、
関係団体との連絡調整、市全体の総合的な施策の展開

中圏域(福祉圏域エリア)

主体: 地区社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体など

役割: 見守り活動の体制化、地域間の交流、地区全体での
取組、生活課題の把握など小圏域福祉活動の基盤整備

小圏域 (隣近所・自治会など)

主体: 市民一人ひとり、
隣近所(向こう三軒両隣)、
自治会など

役割: あいさつ、声かけ、
日常的な見守り、
近所の支え合い、
自治会の行事や地域交流
自主防災・防犯活動

第4章 地域福祉活動の展開

基本目標 1 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

基本目標 2 地域で支え合うしくみづくり（地域共生社会の実現に向けて）

基本目標 3 安全で安心して暮らせるまちづくり

基本目標1 地域福祉の意識づくり・ひとづくり

行動目標

1-1 地域福祉について知ろう・参加しよう

【施策1】 福祉に関する積極的な情報発信と活動への参加促進



■現状・問題点

- ◆ 多くの方々に地域福祉への関心・理解を深めていただくため「広報誌・事業ガイド」の発行、イベント等を開催し情報発信を行っています。
- 地域福祉への意識・理解が希薄化しています。
- 「成年後見制度」は半数を超える人が認知していますが、「生活困窮者自立支援制度」と「地域共生社会」の認知度は、それぞれ3割台と2割台に留まっています。
- 「見えない障害」等への十分な理解には至っていません。
- 地域活動の担い手の高齢化・人材不足が進んでいます。
- 地区社協の必要性がわからないとの意見があります。

■課題

- ◇ 福祉をわかりやすく伝える工夫をすること
(福祉に関心・関係のない人を呼び込むことが大切)
- ◇ 市民のニーズにマッチした情報発信
- ◇ 参加しやすい講座・イベント等にするための工夫・内容の再検討
- ◇ ボランティアへの意識・参加の啓発

① 広報誌や SNS 等を活用した積極的な情報発信

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に関する情報を積極的に発信し、市民の福祉への関心を高めるようにします。 ● 広報誌やホームページ等を活用し、より内容の深い情報提供を行います。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ、フェイスブック、SNS 等を活用して、タイムリーで分かりやすい福祉情報の発信に努めるとともに、多くの方々からの意見・要望を受付・把握し、より良い事業運営ができるよう活用してまいります。 ● サマーボランティアスクールや講座等を受講した方には、定期的に社会福祉協議会の事業情報を発信し、関心を持ち続けてもらうよう工夫します。 ● 地域のより身近な情報や心に響く記事を掲載し、地域福祉への理解を深めてもらうよう、社協だより「ふれあい」の充実を図ります。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の様々な情報に加え、地域の身近な活動成功事例や関係団体の活動情報も発信できるよう、連携を図ります。 ● 広報誌や SNS 等の編集に携わる職員・関係者間で、内容や編集方法について研究を進めます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
情報発信方法の充実	検討 実施				
<p>様々な手法による地域福祉の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア情報誌の発行やメーリング等による情報発信 ● SNS 等、新たなメディアを活用した地域の身近な情報発信 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内で福祉について話し合います。 ● 社協だより「ふれあい」やホームページ、フェイスブック等を通して得た情報を、必要な人に伝え共有します。 ● 一人ひとりが、地域のことを自分のこととして受け止め、考えます。 ● 社会福祉協議会の広報ルーツを活用し、自分の地域・団体の情報を広く発信します。
----------------	--

② 親しみやすい講座やイベントの企画・実施

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 親しみやすく、参加しやすい講座やイベント等を企画・実施し、参加者を増やして、地域福祉活動の裾野を広げていきます。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民リフレッシュ講座等の現在の講座やイベントを見直すとともに、興味を持って気軽に参加できるような事業を取り入れます。 ● 余暇を生かした活動を取り入れたり、関係団体や地域のイベント等でPRし、沢山の人が参加してもらえるよう工夫します。 ● 社会福祉大会のPR・運営方法を工夫し、市民全体で福祉について考える機会として定着させていきます。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催情報を広報誌やホームページ等で分かりやすく積極的に周知するほか、口コミ等でも伝え、参加者を増やします。 ● 講座生やイベント参加者からのアンケートを基にニーズを把握し、よりよい事業となるよう、常に内容の見直しを行います。 ● 関係団体と連携し、次の講座や地域福祉活動の実践へとつなげます。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市民リフレッシュ講座の回数	1	2	2	2	2
市民リフレッシュ講座 <ul style="list-style-type: none"> ● 体を動かす、交流するなど、親しみやすく気軽に参加できる講座の開講 ● 講座内での他の活動や事業のPR 					
市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉や地域活動等の様々な講座やイベントに積極的に参加します。 ● 家族・友人・知人にも声を掛けて一緒に参加します。 ● 社会福祉協議会に、地域で実施しているイベントへの参加を呼び掛けてみます。 				

③ 地域の交流活動の活性化と参加のきっかけづくり

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の行事や交流活動の活性化を図るため、誰もが気軽に参加し楽しめるような工夫や声掛けを行うなど、住民の地域活動への参加を増やし、交流活動の充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔の見える地域づくりを進めるため、地域のふれあい事業や世代間交流事業等の開催を支援します。 ● 若い世代や学生が地域で活動できる場を設けるとともに、口コミで参加を呼び掛け、誰もが参加しやすい環境づくりを心掛けます。 ● 地域の関係団体等と協働で事業を開催したり、参加したくなるような楽しい企画を盛り込むことで、参加者を増やします。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流活動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染防止に対応する「新しい生活様式」を踏まえた配慮をします。 ● 自治会や地域の関係団体と一緒に取り組みます。 ● 住民一人ひとりが声を掛け合って活動を広げます。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
参加者を増やす取組	実施				
地域活動への参加者を増やす取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 口コミや友人の紹介で広げる草の根運動 ● 関係団体等との協働による事業の企画・PR ● スタンプラリー、ポイント還元事業の活用など 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活動に関心を持ち進んで参加します。 ● 地域の人とのつながり・ふれあいを楽しみます。 ● 楽しい企画となるようアイデアを出し合い、事業の企画・運営に積極的に携わっていきます。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

差し伸べる その手が福祉の 第一歩

中学生の部 小山中学校2年 大橋さん

**【施策2】 福祉教育プログラムの充実と幅広い世代への学習の機会づくり****■現状・問題点**

- ◆ 福祉への理解を広げるために、学校や地域に福祉教育講師を派遣するとともに、各種講座を実施しています。
- 地域福祉への意識・理解が希薄化しています。
- 障がい者や様々な障がいに対する理解が十分ではありません。
- 「地域共生社会」についての認知度が低いです。

■課題

- ◇ 福祉に関心を持ってもらえるような福祉講座の工夫
- ◇ 福祉をわかりやすく伝える工夫
- ◇ 世代間の交流や障がい者との交流できる機会・場所の設定
- ◇ 隣近所など地域の相互協力への意識の向上
- ◇ ライフステージやテーマ別の福祉教育プログラムの開発・メニュー作り

施策と活動の方向性

① 児童・生徒を対象とした福祉教育の充実

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の総合的な学習の時間帯等で実施する福祉教育を効果的に進めていけるよう、取り組みを充実させます。 ● 学校、家庭、地域とつながりを持ち、児童・生徒への福祉教育の機会を増やし、内容の充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校への手話・点字等の講師派遣、指導者の養成等を行います。 ● サマーボランティアスクールを開講し、福祉やボランティアについて理解を深めます。 ● 指導にあたる先生や講師の福祉教育への理解を深め、内容の充実に向けて支援します。 ● 保護者を巻き込んだ福祉教育、学校と地域をつなげる工夫をし、学んだことを日常生活や地域の中で体験・実感できるようにします。 ● 福祉に関する標語の募集を行い、関心を高めます。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育推進団体、講師、先生との情報交換を行い、連携しながら進めます。 ● 職員、福祉教育関係者の研修を充実させ、スキルアップを図ります。 ● 家庭や地域の方々と連携し、身近な場で体験し考える機会をつくります。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
職員による福祉講座への講師派遣回数	3	3	3	4	4
社会福祉協議会職員による福祉講座 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉への理解を深める講座 ● 障がい者への理解を深めた福祉教育講座の実施 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの学びが、生きた体験・実感につながるよう、家庭や地域の環境を整えます。 ● 子どもたちと共に学びながら、日常生活の中で実践を促します。
----------------	---

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

声をかけ よりそう気持ち 大切に

小学生の部 間々田東小学校 6年 渡邊さん

施策と活動の方向性

② 対象・テーマ別の福祉学習の研究と実践

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や集団等に応じた福祉学習を研究し、幅広い世代への福祉教育を推進します。 ● ボランティア養成講座や出前講座等と併せて体系化し、普及・啓発的な内容から実践に結びつけるものまで、福祉教育の内容を研究し、充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 団塊の世代、勤労者、主婦、若者、育成会や企業など、ライフステージに合わせた福祉学習を研究し、メニュー作りを行います。 ● 災害、障がいへの理解、周囲からの孤立問題など、各世代に共通するテーマや、取り上げたいテーマを検討し、福祉教育プログラムを研究・実践します。 ● 普及・啓発的内容から理解を深めるものまで、様々な取り組みを進める中で、福祉教育のノウハウを蓄積させます。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員による出前講座や福祉教育のメニューづくりを進めます。 ● 関係機関・団体等の取り組みを把握し、連携しながら進めていきます。 ● ボランティア団体や地域関係者の中から、福祉教育推進リーダーを育成します。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
福祉教育メニューづくり	実践				
対象・テーマ別の福祉教育のメニュー作り <ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉のまちづくり」をテーマとし、世代に応じた楽しい出前講座等の実施 ● 災害、障がいや認知症などの理解、孤立など、掘り下げたいテーマを研究する新たなプログラムの作成 ● 地域が主体的に実践できる具体的な取組の提供 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や団体等において、福祉について学ぶ機会を主体的に設けます。 ● 福祉教育推進リーダーとして福祉教育の充実を支援します。
----------------	--

**【施策3】 地域福祉活動を実践する人材の育成と活動支援****■現状・問題点**

- ◆ ボランティア活動についての理解を深め、実践できる人材を増やすための講座を開設するとともにボランティアへの支援を行っています。
- 社会福祉協議会に登録している団体数は安定していますが、加入者数はゆるやかな減少傾向にあります。
- ボランティアの高齢化と人材不足が進んでいます。
- 担い手となるべき若い方たちの理解が不足しています。
- 市民の8割近くの方は、依然としてボランティア経験がありません。
- ボランティア活動を現在していない人のうち、「活動に関心がある」・「活動してみたい」方が4割程度います。

■課題

- ◇ 新たな地域リーダーの育成、ボランティア実践者増加のための取り組みづくり
- ◇ 学生や退職者等の参加・活用の促進（学生の活用や経験を生かした人材発掘など）
- ◇ ボランティア後継者の育成
- ◇ ボランティア養成講座受講者の横の連携づくりへの支援
- ◇ 若い世代の福祉活動への参加促進
- ◇ ボランティア活動の充実と展開
- ◇ ボランティアへの情報提供の方法の検討と参加のきっかけづくり
- ◇ ボランティア活動状況の情報発信・PR
- ◇ ボランティアサークルの発表の場づくり
- ◇ ボランティアの活動拠点の整備
- ◇ ボランティア意識の高揚
- ◇ ボランティアポイント制度の検討

施策と活動の方向性

① 地域福祉活動を担う人材の育成

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動やボランティア活動について、地域住民の理解を深め、協力者を増すことで、地域福祉活動を実践する人材を増や、その中から、地域福祉活動を推進するリーダーの役割を担う人材を育成します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会や民生委員児童委員をはじめ、地域を支えるボランティア活動について理解してもらう機会をつくり、協力者を増やします。 ● 個々のボランティア・関係団体と地域とをつなぎ、地域に出やすい環境をつくれます。 ● 地域で活動する人材の中から、地域の福祉課題やニーズの把握などの、地域の福祉活動を推進するリーダー的役割を担う人材を育てます。 ● ボランティア活動を報告する場づくりを進めます。 ● 生活支援担い手養成研修を実施し、地域の担い手を増やします。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア・関係団体、地域の各団体と連携しながら進めていきます。 ● 出前福祉講座の活用、地域の交流の場やイベント等を活用し、啓発を行います。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人材の育成	検討 実施				

地域活動を実践する人材の育成

- 見守り等の地域の安全や安心のための活動に関する研修会の開催
- 出前福祉講座等での地域をささえるボランティア活動の紹介

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活動に関心を持ち進んで参加します。 ● 自治会や民生委員児童委員等の地域の役員について理解を深め、活動に協力します。
------------------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

人見知り 私を変えた ボランティア

小学生の部 小山第三小学校 4年 五十嵐さん

② ボランティア活動の推進

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に関する情報を積極的に発信し、活動への興味がありながら参加を見送っている人を活動へ結びつけていきます。 ● ボランティアのコーディネート、活動団体への支援、安心してボランティア活動ができる環境整備を進め、ボランティア団体の活性化と、ボランティアセンターとしての機能強化と活動の推進を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー大学校等と連携し、団塊の世代への積極的な働き掛けを行います。 ● 手話・点字・朗読等の技術ボランティア養成講座、ボランティア入門講座等を開講し、内容の充実を図ります。 ● ボランティアセンターとして、ボランティアに関する情報収集・発信を充実させ、ニーズとサービスをコーディネートし活動の活性化を図ります。 ● ボランティアとのつながりを強化し、適切な支援を行います。 ● ボランティアサークル活動の交流や発表の場を設けて情報共有を行い、活動を支援します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの主体的な取り組みを支援していきます。 ● 市民活動センターと連携し、ボランティア活動の推進に取り組んでいきます。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ボランティア コーディネート 件数	20	20	30	30	30

ボランティアのコーディネート

- SNS やメール等を活用したタイムリーな情報発信
- ボランティアに関する情報管理の一元化
- ボランティアニーズの積極的な把握と適切なコーディネート

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動に興味を持ち、参加するよう心掛けます。 ● 他の人にも声を掛けあって活動に参加します。 ● ボランティア同士のつながりを深めます。 ● 必要な時には、積極的にボランティアを受け入れます。
------------------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

ぼくの手は あなたを支える 勇気の手

小学生の部 寒川小学校6年 菅沼さん

基本目標2 地域で支え合うしくみづくり(地域共生社会の実現に向けて)

行動目標

2-1 支え合える地域をつくろう



【施策4】 共に支え合う地域の基盤づくり

■現状・問題点

- ◆ 地域の課題を共有し、住民同士の助け合いによる課題解決に向け、地区社協への活動支援を実施しています。
- 近所づきあいが希薄化しています。
- 近所や地域の様子がわからないとの意見があります。
- 支援が必要な人のために何をしたらよいのかわからないとの意見があります。
- 高齢者人口の割合が年々上昇する反面、出生数は年々減少しています。
- 外国籍市民は平成31年4月現在、総人口の4%で、年々増加しています。
- 平成27年から令和2年にかけて人口が増加した地区は、大谷・間々田・豊田・桑で、減少した地区は、小山・生井・寒川・中・穂積・絹となっています。
- 住民の自主的な支え合い・助け合いが「必要だと思わない」市民が増加しています。
- 「地域共生社会」の認知度が2割台に留まっています。
- 福祉の担い手の高齢化が進んでいます。
- 地区社協の必要性がわからないとの意見があります。

■課題

- ◇ 子どもから高齢者までみんなで支え合う地域の体制づくり
- ◇ 自治会に加入していない者への情報提供とアプローチ
- ◇ 安否確認や避難、買い物・外出支援など地域での支え合い
- ◇ コミュニティソーシャルワークの推進
- ◇ 地区社会福祉協議会の目的・活動の周知
- ◇ 地区社会福祉協議会活動への支援と未設置地区へのアプローチ
- ◇ 既存組織のネットワーク化・地域資源の活用

① コミュニティソーシャルワーク推進体制の構築

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑で多様な生活課題を抱える要援護者への個別の支援、地域の困りごとに関する相談等を職員が包括的に受け止め、市民、関係機関・団体、事業者等と連携し、適切な支援を行うとともに、地域のネットワークづくりに取り組むコミュニティソーシャルワークを推進します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 「暮らしのなんでも相談」やサービス利用者等から寄せられる相談を積極的に受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。 ● 子どもの貧困世帯をはじめとする生活困窮世帯や、要支援世帯の早期発見に努めます。 ● 制度の狭間におかれている世帯や、多くの課題を抱える世帯への支援に力を入れます。 ● コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域のネットワークづくり、支え合いの仕組みづくりを進め、子ども・障がい者・高齢者の生活課題に対応します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動内容を積極的にPRし、地域の関係者と共に課題解決に取り組むことで、事業を地域の中に浸透させます。 ● 地域住民、関係機関・団体を対象とした研修会を開催するなど、市内全体の機能強化を図ります。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
連携強化 合同研修会の 開催	実施				
コミュニティソーシャルワーク事業への取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 職員間の連携を強化した全職員体制での取組 ● 市民、関係機関、事業者等との合同研修会の開催 					

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 援護を必要とする人が身近にいないか、日頃から気かけます。 ● 要援護者等に関する情報を提供し、早期発見に協力します。 ● 地域の一員として、要援護者の見守りや支援活動に協力します。
------------------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

やさしきで 人の心も バリアフリー

一般の部 小原さん

② 地区社会福祉協議会活動の推進

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社会福祉協議会未設置地区への地区社協設立を促進し、地域福祉推進のための基盤を市内全域にわたり整備します。 ● 各地区社会福祉協議会の活動や小地域単位の活動を支援し、共に支え合う地域づくりに取り組みます。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 未設置の穂積地区・生井地区について、地区社会福祉協議会の必要性を理解してもらえるよう情報提供と啓発活動を行い、市内全地区（10地区）に設立を推進します。 ● 地区別に担当職員を決め、地域の活動に積極的に参加することで、地域とのつながりを強化し、活動を支援します。 ● 地域住民が中長期的な見通しを持って、地域福祉活動に取り組むために、小地域福祉活動計画の策定を推進します。 ● 地区内の小地域単位の福祉活動を支援します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区担当職員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーとが連携し、取り組んでいきます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地区担当制の実施	実施				
職員の地区担当制の推進					
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域とのつながりの強化、顔の見える関係づくり ● 地区のアセスメントに基づく活動支援の充実 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社会福祉協議会について理解を深めます。 ● 一人ひとりが、地区社会福祉協議会の会員として、積極的に活動に参加・協力します。
----------------	--



【施策5】 地域のふれあい・交流の場の充実

■現状・問題点

- ◆ 地域での交流イベントや交流の場の設置に向け、地区社協の取り組みを支援しています。
- あいさつをしない人が増えています。
- 一人暮らし・日中独居・認知症など 地域から孤立している高齢者が増加しています。
- 高齢者の交流の場（いきいきふれあいセンターなど）が近くにないとの意見があります。
- 子どもの遊び場がないとの意見があります。
- 高齢者・子ども・若者・障がい者の交流がないとの意見があります。
- 自治会加入率が年々減少しています。
- 近所付き合いが希薄化しています。
- 新型コロナの影響で地域のふれあいがさらに減ってしまっています。

■課題

- ◇ 近所づきあい・日頃からのあいさつや声かけ
- ◇ 市社協と地区社協の更なる情報共有と連携
- ◇ 歩いて行ける範囲に集まれる場（サロン）の設置
- ◇ 世代間交流の場の拡大
- ◇ 地域の付き合いの活発化、地域住民の中での協力者の発掘・育成
- ◇ 子育て広場とサロンの連携による高齢者や障がい者との交流の促進

① 地域の一員である意識づくりと見守り活動の推進

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の一員であることの意識づくりを進める中で、近所付き合いの大切さや地域住民の支え合いの大切さを呼びかけ、日頃のあいさつや声かけ、見守り活動などを推進します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃のあいさつ、気づき、近所づきあいの大切さについて、事例をあげながら啓発を行います。 ● 地区社会福祉協議会と連携して、各地区の実状に応じた見守りやふれあいの訪問活動のあり方について、検討を進めます。 ● ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業の内容の見直しを図ります。 ● 地域住民、民生委員児童委員、関係者間の情報共有の仕方について、検討を進めます。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が進めている高齢者見守り訪問事業と連携を図ります。 ● ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業について、老人クラブや地域ボランティア会と一緒に検討を進めます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
見守り活動の推進	啓発 推進				
地域でできる見守り活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域に合った見守りの方法の協議と実施の支援 ● ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問事業の見直し 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自が隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、近所づきあいを大切にします。 ● 近所の独居高齢者等に気を配り、声掛け等を行うよう心掛けます。 ● 地域の見守り活動等に参加するように心掛けます。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

みはなさず 深入りせずの 助け合い！！

一般の部 中田さん

② 身近なふれあい・交流の場の充実

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ボランティア会、いきいきふれあいセンター、友愛サロン、子育て広場など、既存のふれあい・交流の場との関係づくりを進めます。 ● 地区社会福祉協議会を中心とする、地域のふれあい・交流の場の充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区社会福祉協議会を中心とする、誰もが気軽に集える交流の場づくりを推進します。 ● 地域ボランティア会、いきいきふれあいセンター、友愛サロン、子育てひろば等の既存の活動とつながりを持ち、社会福祉協議会の事業との効果的な連携を図れるよう工夫します。 ● 様々な取り組みを他の団体や地域に紹介したり、ノウハウを伝えることで、ふれあい・交流の場の充実を図ります。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流活動の実施に際しては、新型コロナ感染防止に対応する「新しい生活様式」を踏まえた配慮をします。 ● 地区担当職員、生活支援コーディネーター等が連携し、取り組んでいきます。 ● 地域にある様々なふれあい・交流の場をつなぎ、活動を発展させていきます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
交流の場の開催	実施 充実				
各地区社会福祉協議会での交流の場の設定 <ul style="list-style-type: none"> ● 地区社会福祉協議会を基盤とする交流の場づくりの推進 ● 様々な団体・事業との連携による活動の充実 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気軽に集い、交流できる場をつくります。 ● 地域のふれあい・交流の場に積極的に参加・協力します。 ● 家族・友人・知人にも声を掛けて一緒に参加します。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

いろいろな ちがいをみとめ いきていく

小学生の部 間々田東小学校 4年 古橋さん

**【施策6】 身近な地域での相談・支援体制づくり****■現状・問題点**

- ◆ 権利擁護のための日常生活自立支援事業(あすてらす おやま)、なんでも相談等を実施しています。
- 一人暮らしの高齢者世帯が増加しています。
- 身近に相談できる場所がない、どこに相談したらよいかわからないとの意見があります。
- 福祉サービスに関する情報が分かりづらいとの意見があります。
- 「あすてらす」を利用したくても待ち時間が数か月になっています。
- 「成年後見制度」は半数を超える人が認知していますが、「生活困窮者自立支援制度」は3割台に留まっています。

■課題

- ◇ コミュニティソーシャルワーカーの設置（財源確保を含めての検討）
- ◇ 支援を必要としている人の情報把握・共有
- ◇ 身近な場所での相談体制の充実と情報の発信
- ◇ 福祉サービスや各事業・施設等に関する情報提供の充実
- ◇ 支援を必要とする人への適切な福祉サービス提供体制づくり
- ◇ ボランティアや地域住民による福祉サービスの充実
- ◇ 医療体制の整備、高齢者の在宅福祉・見守り、移動の自由の確保
- ◇ 日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）の体制強化

施策と活動の方向性

①「暮らしのなんでも相談」の実施

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な相談ごとや相談先のわからない困りごとを受け止め、適切な支援を行うとともに、必要に応じて、民間を含む他の相談機関につなげる「暮らしのなんでも相談」を引き続き推進します。 ● 市民から寄せられる様々な相談を総合的に受け止め、細やかで利用しやすい相談窓口を設置します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会事務所において常時相談に対応するほか、地域に出て相談・支援を行います。 ● 職員一人ひとりが、日頃の業務やサービス提供の際に受け止めた相談を、積極的につなぎます。 ● コミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談・支援体制の充実を図ります。 ● 要援護者の早期発見、課題の早期解決に努め、必要に応じて専門機関につなぎながら、地域のネットワークを生かし支援を行います。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民、関係機関・団体と連携し、必要とする人に支援や情報をつなぎます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
暮らしのなんでも相談	充実				
「暮らしのなんでも相談」事業への取組					
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用しやすく、情報や支援をつなぐ相談窓口の運営 					

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● どのような相談窓口があるかを把握します。 ● 要援護者等に関する情報を提供し、早期発見に協力します。 ● 地域の一員として、要援護者の見守りや支援活動に協力します。
------------------------	--

② 高齢者・障がい者・子ども等の権利擁護の推進

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あすてらす おやま」や成年後見制度の利用を支援します。 ● 子どもへの虐待防止やひきこもりの人やその家族に対する支援をします。 ● 市民後見人の育成を通じて、認知症や障がいのある人を地域ぐるみで支援できる体制づくりを推進します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）、成年後見制度について啓発を行い、市民への周知を図ります。 ● 判断能力に不安を感じる人の相談に積極的に応じ、適切な支援を受けられるようにします。 ● 日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）の、適切な運営に努めます。 ● 社会福祉協議会が成年後見人等となる法人後見事業の充実を図ります。 ● 法人後見事業の生活支援員の中から、市民後見人として活動できる人材を育成します。 ● 地域の連携により、虐待事例を早期に発見し、関係機関につなぎます。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員が相談に対応できるよう、スキルアップをしていきます。 ● 市民後見人が適正かつ安心して活動できるよう、助言・指導を行います。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
法人後見の受任件数	4	5	6	7	8
成年後見制度に関する相談・支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 相談・支援機関であることの積極的なPR ● 出前講座等による制度の周知活動の実施 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、知るよう心掛けます。 ● 「思いつむぎノート」を活用し、万が一の事態へ備えます。 ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする人の利用を支援します。 ● 地域で異変を感じたら、ためらわずに相談機関に連絡します。 ● 困ったときは、一人で抱えずに助けを求めることを考えます。
----------------	---

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

差別なし 個性があって あたりまえ

中学生の部 小山第二中学校1年 佐々木さん

③ 在宅生活を支える福祉サービス・事業の充実

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者サポートセンター事業、子ども発達支援センター「たんぼぼ園」をはじめとする福祉サービスの充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の高齢者福祉の中核機関として、基幹型地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ● こども発達支援センター「たんぼぼ園」と放課後等デイサービス事業の療育の充実を図ります。 ● 利用者の日常生活に合わせた、利用者の自立を支援するサービスができるよう、訪問介護事業の充実を図ります。 ● 高齢者等の移動の確保のための移送支援について検討してまいります。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、利用者の立場に立ったサービスの提供、事業所の適正な運営に努めます。 ● 行政、各地区の高齢者サポートセンターと連携し取り組みます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
基幹型地域包括支援センター機能の充実	充実				
基幹型地域包括支援センターの機能充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステム構築への取組 ● 各地区の高齢者サポートセンターとの連携強化 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢になっても障がいがあっても地域において自分らしく暮らしていけるよう、福祉サービスについて理解を深めます。 ● 近隣に福祉サービスの利用が必要な方がいる場合は、民生委員児童委員や関係機関に相談します。
----------------	--

【施策7】 社会福祉協議会の PR と市民・関係団体との連携体制の強化**■現状・問題点**

- ◆ 事業ガイドやリーフレットを作成し地域福祉への理解促進を図るとともに、関係者による定例会を通じ基幹型高齢者サポートセンターの機能強化を図っています。
- 社会福祉協議会の特別会員数と法人会員数が減少しています。
- 市民や関係団体がどのように関われば良いのかわからないとの意見があります。
- 市と社会福祉協議会の活動が分かりづらいとの意見があります。（活動が市民に見えていない）

■課題

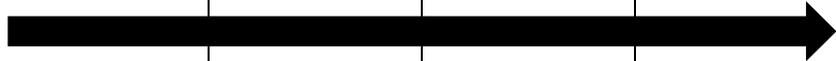
- ◇ 市と社会福祉協議会との役割分担と連携強化
- ◇ 関係機関との連携強化
- ◇ 社会福祉協議会の PR 強化
- ◇ アンケート等による社会福祉協議会事業の認知度の定点モニタリング

施策と活動の方向性

① 社会福祉協議会の PR と社協会員制度の充実

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会やその事業について、広く市民に知っていただけるよう、PR活動を強化します。 ● 社会福祉協議会を知る人に、社協の役割や必要性についての理解の深化を促進し、社協会員制度の普及と充実を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だより「ふれあい」や SNS の活用、地域の行事等に参加し、周知活動を積極的に行います。 ● 社協ガイドや事業案内を整備・活用し、事業の PR に生かします。 ● 様々な場で、社会福祉協議会を楽しく知り身近に感じてもらえるような PR 活動（認知度アップ活動）を展開します。 ● 会員として会費を負担することで地域福祉を支える社協会員制度の普及・啓発を図り、会員の増強を図ります。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や関係団体等の協力を得ながら、口こみで PR を行います。 ● 社会福祉協議会職員 1 人 1 人が、事業や業務を行う中で、積極的に情報を発信します。

■ 主な取組の実施計画

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
PR 活動の 充実	検討 実施				
社会福祉協議会の PR 活動（認知度アップ活動）の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● SNS の活用、地域の行事等での積極的な周知活動の推進 ● 職員一人ひとりの積極的な情報発信 					

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だより「ふれあい」やホームページ、フェイスブック等を通して得た情報を、必要な人に伝え共有します。 ● 社協会員制度について理解を深めます。
------------------------	--

② 共同募金活動やネットワークを生かした協働体制づくり

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自分のまちを良くする協働のしくみ」として、共同募金運動の充実を図ります。 ● 社会福祉協議会のネットワークを生かし、関係機関・団体との積極的な情報交換を行うとともに、関係団体間の交流の促進を図り、地域との連携強化に努めます。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金が地域の身近な福祉に活用されていることをPRし、募金募集と「福祉のまちづくり」の協働のしくみについて理解を深めます。 ● 関係団体・機関との情報交換、地区別懇談会等での意見交換、ボランティア団体間の交流の機会を設け、地域の様々な団体と連携を図ります。 ● 各団体と交流を深める中で、協働で事業を実施するなど、事業を発展させていきます。 ● インターネットを利用した募金活動を検討します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金配分事業の内容を、市民に分かりやすくPRします。 ● 地区社会福祉協議会、ボランティア団体、理事・評議員の選出団体等との協力・連携体制を強化します。

■ 主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
協働事業の検討	検討 実施	➔			

ネットワークを生かした協働事業の検討

- 共同募金の活用事業の見直し
- 社会福祉大会における協力団体との連携体制づくり
- 様々な講座、イベント等における関係団体への働き掛けの強化

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金運動の「自分のまちを良くするしくみ」について理解を深めます。 ● 地区社会福祉協議会、ボランティア団体、各団体の活動に参加し、情報交換や交流を図ります。 ● 他の分野の団体などとの横のつながりを持ちます。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

ありがとう 笑顔広がる みんなの和

中学生の部 小山中学校1年 小橋さん

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

行動目標

3-1 誰もが住みやすいまちをつくろう



【施策8】 日常生活を支える支援体制づくり

■現状・問題点

- ◆ 生活支援体制整備事業の第1層業務を受託し、日常生活を支える支援体制づくりに取り組んでいます。
- 高齢者の交通手段がない（買い物・通院が困難）、免許返納後に移動手段を確保できるか心配など、高齢者の移動について心配する意見があります。
- 公共交通機関が少なく不便、デマンドバスが使いづらいなどの意見があります。
- 通学路の安全確保が不十分との意見があります。
- 歩道の段差に困っているとの意見があります。

■課題

- ◇ 高齢者や障がい者等への外出支援
- ◇ 誰もが使いやすく・移動しやすいまちづくり
- ◇ コミュニティバス・デマンドバスの利便性の向上
- ◇ 段差のない広い歩道や公共交通機関の整備
- ◇ 通学路の安全確保と部違反活動の推進
- ◇ 安全で安心して暮らせる防犯体制の整備
- ◇ 地域で暮らす外国人への支援体制の強化

① 誰もが生活しやすい環境づくり

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域資源を生かした日常生活支援ボランティアの育成・組織化を図ります。 有償ボランティアによる生活支援サービスの整備も視野に入れ、地域包括ケアシステムの整備・充実に向けた取り組みを推進します。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 必要な生活支援サービスのうち、ボランティアが担う支援内容を調査・研究し、実施に向けて準備を進めます。 有償ボランティア、ポイントボランティアについて、これまでのボランティア活動とは位置づけの違いを明確にし、組織化・活動支援を行います。 各地域に合わせて実施できるよう、地区社会福祉協議会等の活動を支援します。 移送サービスについて検討します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当職員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーとが連携し、各地域の実状に合わせて取り組んでいきます。 地域住民と必要性や実施体制について認識を共有しながら、進めていきます。 行政、民間福祉団体、NPO 団体等と連携しながら進めます。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規登録 ボランティア数	10	20	30	40	50
生活支援のための登録ボランティアの強化 <ul style="list-style-type: none"> 民間福祉団体・NPO 団体と連携した、必要な生活支援の把握 生活支援のための登録ボランティアの育成、組織化、活動体制の整備 					

市民・地域 ・団体等の 取組活動	<ul style="list-style-type: none"> 出掛ける際に近所の人に声を掛け、必要に応じて買い物や送迎の手伝いをするよう心掛けます。 生活支援ボランティアや地区社会福祉協議会の活動に協力します。
------------------------	---

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

バリアフリー 形じゃなくて 心にも

中学生の部 小山第二中学校3年 関口さん

② 地域の防犯体制の充実

方針	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な地域づくりのために、市民一人ひとりがサポーターとして、地域を見守る役割を担えるよう、地域の防犯意識を高める啓発活動を行います。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが地域の安全や防犯に関心を寄せ、見守りの目を持ってもらえるよう、啓発活動を行います。 地域の防犯・見守り活動の支援、危険な場所等の把握や注意喚起を促す活動を支援し、情報の共有を図ります。
方法	<ul style="list-style-type: none"> 地区社会福祉協議会や関係団体と協力し、活動を推進します。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地域の防犯活動への支援	支援				
地区社会福祉協議会を通じた地域の防犯活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域全体の防犯意識の高揚 子どもの見守り・通学路の安全確保や防犯活動への支援 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが「地域を見守る役割を担っている」という意識を持って生活します。 自主防犯パトロール隊や子どもの登下校見守りボランティア等に参加するよう心掛けます。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

気づきの目 行動してこそ 思いやり

一般の部 早乙女さん

**【施策9】 災害に備えた支援体制づくり****■現状・問題点**

- ◆ 災害に備え、防災に関するイベントや講座を開催しています。
- 2015年・2019年に小山市において水害が発生しており、今後も水害発生を懸念する声があります。
- 災害時の避難や支援情報が分かりづらいとの意見があります。
- 困っている人の手助けをしたくても、どうすれば良いか分からない、どこに何を相談したらよいか分からないとの意見があります。

■課題

- ◇ 安全で安心して暮らせる防災体制の整備
- ◇ 要支援者の避難体制の整備
- ◇ 災害時のボランティア活動体制の整備
- ◇ 災害時の対応に関する市との連携と平時の具体的な備え
- ◇ 災害時の支え合いの仕組み・関係者・関係機関とのネットワークの強化

施策と活動の方向性

① 災害に備えた市との連携体制や地域のネットワークづくり

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生に備え、地域・関係団体・社会福祉協議会・行政がそれぞれ担う役割について平常時から情報交換や周知活動を行います。 ● 災害時の助け合いの仕組みづくり、関係者とのネットワークづくりなど、災害時に支え合える地域づくりを進めます。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会や行政の災害に備えた取り組み、市民や各団体の災害への具体的備え・対応等について、情報提供を行います。 ● 災害や防災をテーマとして、関係機関や団体との協力体制について話し合います。 ● 災害をテーマとした防災福祉教育を小地域単位で開催し、参加者がそれぞれの役割について具体的に考え、地域で助け合う意識づくりができるよう工夫します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・団体と定期的な情報交換を行います。 ● 行政や自治会等の主催する防災訓練へ協力します。

■主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ネットワークづくり	検討 実施				
災害時に備えたネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携、情報ネットワークの強化 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう心掛けます。 ● 日頃から避難場所や緊急時の連絡方法等を確認します。 ● 声掛け、自宅訪問、見守り活動等を、地域の団体が連携して行えるよう協議・訓練します。
----------------	--

第6回“ふくし”の標語コンクール 受賞作品

支え合い 心で繋がる 人との輪

一般の部 早川さん

② 災害ボランティアセンターや災害時の事業継続体制の整備

重点

方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、平常時の取り組みを進めます。 ● BCP（災害時事業継続計画）を策定し、災害対応業務と平常業務・事業とを円滑に継続・再開できるようにします。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティア養成講座を開講します。 ● 災害ボランティアセンターの運営を担えるスタッフの研修・育成を進めます。 ● 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、訓練を定期的に実施します。 ● BCP（災害時の事業継続計画）を策定し、職員間で認識を共有します。
方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対応の実践力のある職員・スタッフを育成します。

主な取組の実施計画

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
災害ボランティアの養成	充実				
災害ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティア養成講座の実施 					

市民・地域・団体等の取組活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの役割について理解を深めるとともに、災害ボランティア養成講座等を積極的に受講します。 ● 災害時の助け合い活動について、日頃から具体的に考え、実践できるようにします。
----------------	--

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知・普及
2. 計画の推進体制
3. 計画の進行管理

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知・普及

地域福祉活動の推進にあたり、本計画の趣旨や理念、目標や具体的な活動内容について理解を深めていただくため、本計画を「社協だより」や小山市社会福祉協議会のホームページ等に掲載するほか、自治会や福祉に関する各種の団体や機関等への冊子の配布、出前講座等の機会を活用した周知・普及活動などを通じて市全域にわたる福祉意識の醸成に努め、協働による計画の推進を図ります。

2. 計画の推進体制

「みんながつながり 支え合う 福祉のまち」をつくり、安心した暮らしができる地域社会を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民をはじめ、自治会などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアやNPO、福祉サービス事業者、学校、更には企業・商店など多くの関係者が地域福祉の重要な担い手となり、主体的に連携・協働し期待される役割を果たすことが重要です。

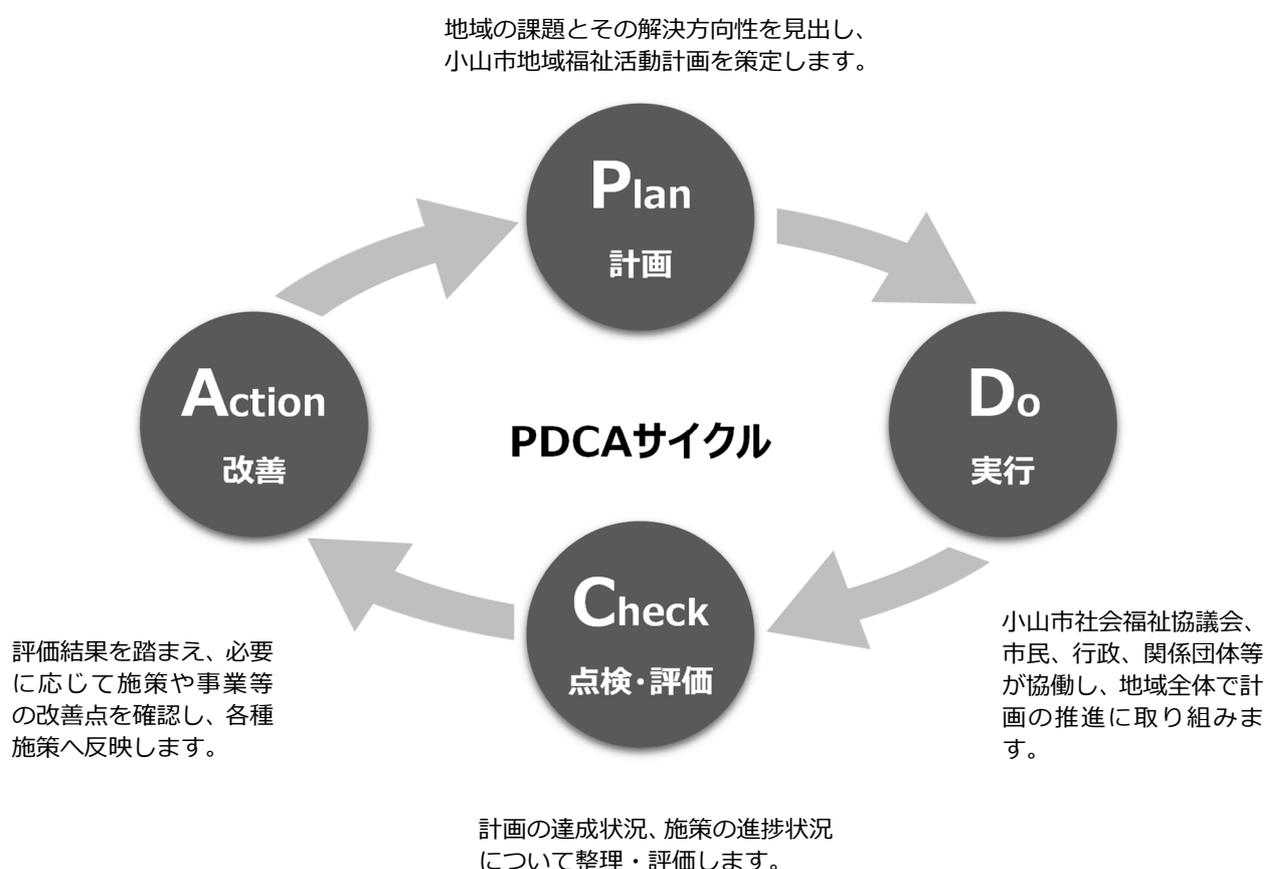
小山市社会福祉協議会は、地域における福祉活動を推進するにあたり中心的な役割を担う団体として、小山市との連携を図りながら、それらの担い手を支援し、活動のコーディネーターとしての役割を果たしていきます。

3. 計画の進行管理

第3期計画に続き、本計画においても、PCDA サイクルに基づく進行管理を行います。

PDCA サイクルとは、計画（Plan）を立て、施策を実行（Do）し、一定期間後にその結果を点検・評価（Check）し、さらに推進状況に課題があるものや、社会情勢などの変化により取り組みの内容に変更が必要となったものなどについて見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進め、計画の実行性を高めていく方法です。

小山市社会福祉協議会では、地域福祉活動推進委員会において計画の進行管理を行い、点検・評価結果については、「理事会・評議員会」及び市が所管する「地域福祉推進懇話会」に報告の上、社協だよりや社協ホームページ等で公開し、市民や関係団体の意見を聴取しながら、計画の円滑な推進に努めていきます。



資料編

1. 計画策定までの経過
2. 計画策定体制

1. 計画策定までの経過

年 月 日	内 容
令和元年 12月9日(月)	小山市地域福祉活動策定推進委員会(報告) ・第3期小山市地域福祉活動計画の評価について ・第4期小山市地域福祉活動計画の策定について
令和2年 11月13日(金)	第1回 策定作業委員会 ・地域福祉活動計画とは ・市民アンケートの結果及び第4期小山市地域福祉活動計画について ・今後の策定作業委員会
12月8日(火)	第2回 策定作業委員会 ・第4期小山市地域福祉活動計画の素案について
令和3年 1月20日(水)	小山市地域福祉活動策定推進委員会(報告) ・第4期小山市地域福祉活動計画(素案)について
2月1日(月) ~2月15日(月)	パブリックコメント実施
3月5日(金)	令和2年度 第4回 理事会(同意)
3月22日(月)	令和2年度 第3回 評議員会(承認)

2. 計画策定体制

小山市地域福祉活動計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人小山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の今後の活動の方針となる小山市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するために、小山市地域福祉活動計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の調査研究に関すること
- (2) 計画の策定及び推進に関すること
- (3) 前2号に掲げるものの他計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業について知識・経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 行政職員
- (6) その他会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、計画の策定、その他計画に関する必要事項等の結果を、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

(第4期小山市地域福祉活動計画)
小山市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定推進委員名簿

(敬称略・順不同)

構成組織	氏名	備考
(1) 社会福祉事業について 知識・経験を有する者	松本 修一	小山市民生委員児童委員協議会 会長
	山中 豊	特別養護老人ホーム富士見荘 統括施設長
	石橋 須見江	福祉サービス事業部 多機能型事業所 CSWおとめ 常務理事・管理者
	大久保 俊男	小山市老人クラブ連合会 副会長
	高橋 弘美	NPO 法人子どもの育ちを支える会 さくらネット小山 理事長
(2) 地域の代表者	柿崎 全良	小山市自治会連合会 会長
	山中 千恵子	花垣町ボランティア会 会長
(3) 関係機関又は関係団体の 代表者	山川 清四郎	小山市心配ごと相談所 所長
	大関 幸司	大谷地区社会福祉協議会 会長
(4) 学識経験を有する者	横田 勇	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団 理事長
	松村 博子	ボランティアサークル彩代表
(5) 行政職員	浅見 貴幸	小山市保健福祉部長

第4期 小山市地域福祉活動計画策定作業委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期小山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、第4期小山市地域福祉活動計画策定作業委員会（以下「策定作業委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定作業委員会は、活動計画（素案）を作成し、小山市地域福祉活動計画策定推進委員会に報告する。

(組織)

第3条 策定作業委員会は、別表1に定める委員をもって組織する。

2 委員の構成団体・機関及び定員は、別表1のとおりとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定作業委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は策定作業委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定作業委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 策定作業委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、策定作業委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 策定作業委員会に、活動計画の策定に関し必要な助言・指導等を行うアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 策定作業委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定作業委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が事務局と協議のうえ決定する。

附則

1 この要綱は、告示の日から施行し、活動計画の策定の完了をもって、その効力を失う。

別表 1

第 4 期 小山市地域福祉活動計画策定作業委員会 構成団体・機関

NO	区 分	定員	構成団体・機関
(1) *	地区社会福祉協議会に所属する者	5	地区社会福祉協議会 (間々田・大谷・桑・小山・中)
(2)	ボランティア団体に所属する者	2	小山点友会 ボランティアサークル めくもり
(3)	福祉事業・活動に携わる者	2	高齢者サポートセンター美田 オリーブの会 (小山市子育てひろば おおやっこ)
(4)	当事者の性格を有する団体に所属する者	3	小山市介護家族の会 小山市手をつなぐ育成会 小山市子ども会育成会連合会
(5)	福祉行政機関の職員	3	福祉課 地域包括ケア推進課 子育て包括支援課
(6)	小山市社会福祉協議会	1	事務局長

* (1) 地区社会福祉協議会に所属する者の推薦基準

地 区 社 協	役 職 等
間々田地区社協	民生委員児童委員
大谷地区社協	地域福祉コーディネーター
桑地区社協	見守り安心サポーター事業担当者
小山地区社協	自治会長（支部長）
中地区社協	事務局役員

第4期小山市地域福祉活動計画

令和3年度 ～ 令和7年度

令和3年3月

社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

〒323-0827

栃木県小山市神鳥谷 931 番地 3 小山市役所神鳥谷庁舎 1 階

TEL 0285-22-9501 FAX 0285-22-2940

HP <http://oyama-syakyo.or.jp/>